

令和6年度版

清掃事業の概要

相模原市環境経済局



潤水都市 さがみはら

第3次 相模原市一般廃棄物処理基本計画

計画期間 令和元年度～令和9年度（平成31年3月策定、令和6年3月改定）

基本理念 「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」

廃棄物を取り巻く環境の変化に対応し、更なるごみの減量化・資源化や生活排水等の適正処理を進めるとともに、これまで以上に、市民・事業者・行政の連携・協力を深めていく必要があることから、引き続き、三者共有の基本理念として、「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」を掲げ、取組を進めます。

取組の柱

- I ごみの更なる削減
- II ごみの適正な処理
- III ごみゼロに向けた協働の推進
- IV 生活排水の適正な処理
- V 大規模災害への備え

ごみ処理における数値目標

数値目標 1 ごみ総排出量

令和9年度までに 200,000 t 以下にする

数値目標 2 最終処分量

令和9年度までに 18,000 t 以下にする

サブ指標 1 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）

令和9年度までに 440 g 以下にする

サブ指標 2 食品ロス排出量

令和9年度までに 7,900 t 以下にする

サブ指標 3 事業系ごみ排出量

令和9年度までに 51,000 t 以下にする

生活排水処理における数値目標

数値目標 1 生活排水処理率

令和9年度までに 99.6%にする

サブ指標 1 ダム集水区域の生活排水処理率

令和9年度までに 91.0%にする

- ・ 数値の単位未満、平均値及び指数などの算出方法は、四捨五入を原則としたため、合計数値とその内訳の計が一致しない場合があります。
- ・ 原則として、「令和元年度」又は「R1」の表記があるものは、「平成31年4月から令和2年3月まで」の期間を指します。

目 次

第1章 総説

I 市の概要	1
II 面積	1
III 人口の推移	1

第2章 組織

I 組織図	2
II 職員配置数	3
III 事務分掌	4
IV 処理施設等の概要	7
V 車両保有状況	10

第3章 予算・決算

I 令和6年度当初予算	12
II 令和5年度決算	13
III ごみ処理経費	14
IV 原価計算	14

第4章 ごみ処理事業

I 概要	15
II 収集及び処理体制	16
1 ごみ収集量等の推移	20
2 ごみ・資源集積場所	21
3 収集運搬	21
(1) 収集車両の稼動状況	21
(2) 粗大ごみ	22
(3) 一般ごみ夜間収集	23
4 中間処理	24
(1) ごみ焼却施設の稼動状況	24
(2) 粗大ごみ処理施設の稼動状況	25
5 最終処分	25
6 ダイオキシン類濃度測定結果	26
7 小動物の死体処理量	27
(1) 搬入・収集状況	27
(2) 処理状況	27
III ごみの減量化と資源化	28
1 普及啓発及び減量等事業	28
(1) イベント等による啓発	28
(2) 生ごみ処理容器購入費助成事業	29
(3) 生ごみ4R推進事業（旧有機性資源活用事業）	29
(4) リサイクルスクエア運営事業	30
(5) 廃棄物減量等推進員等	30
2 各種資源回収事業	31
(1) 集団資源回収事業	31
(2) 資源分別回収事業	32
(3) 乾電池回収事業	32
(4) 蛍光管・水銀体温計回収事業	32
(5) 使用済食用油回収事業	33
(6) ペットボトル等分別回収事業	33
(7) 剪定枝資源化事業	33
(8) 使用済小型家電リサイクル事業	34

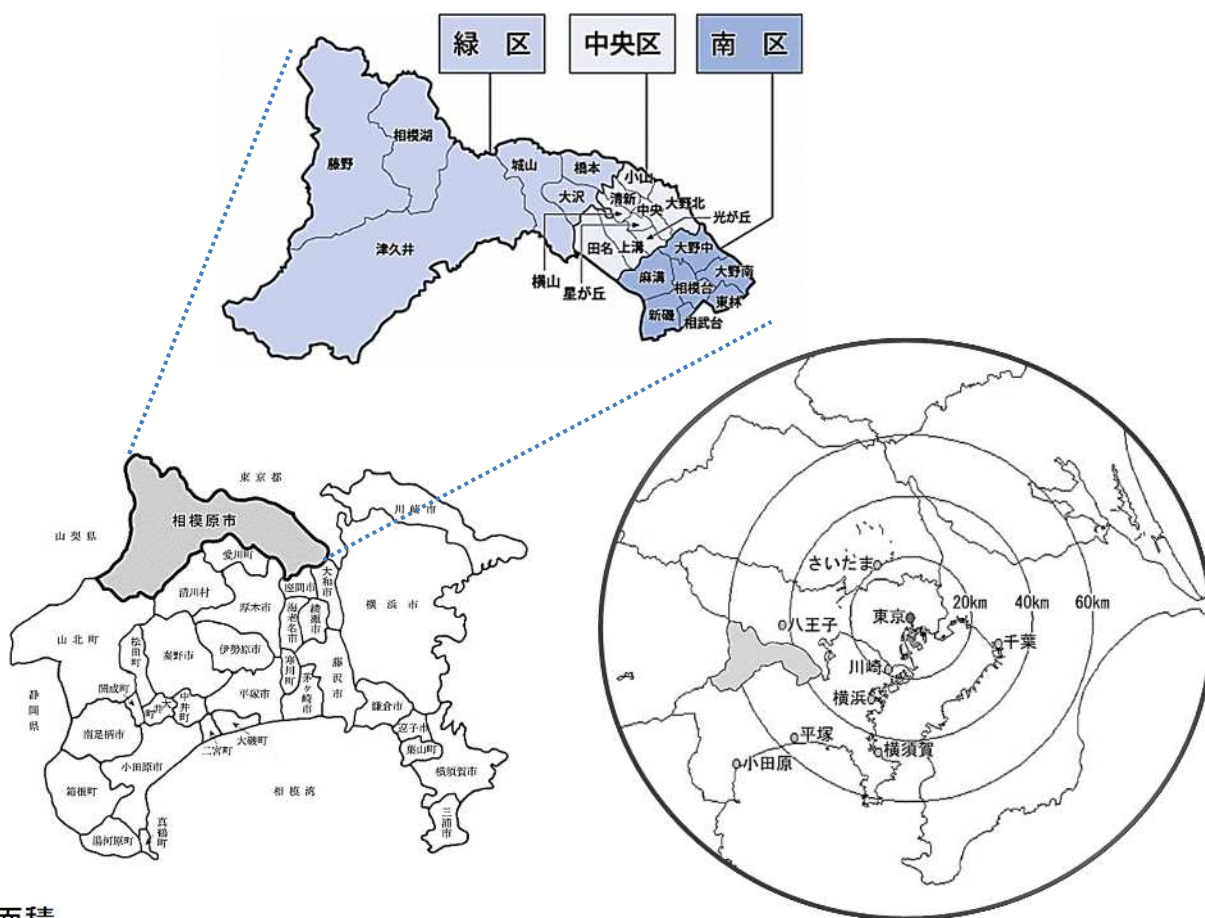
3	事業系ごみの減量化指導等	34
(1)	多量排出事業者への個別指導	34
(2)	中小事業者への戸別訪問指導	35
(3)	事業者への周知・啓発等	35
(4)	エコショップ等認定制度	36
(5)	事業系ごみの共同排出の取組	36
IV	まちの美化活動	37
1	啓発活動等	37
(1)	きれいなまちづくりの日	37
(2)	相模原市美化運動推進協議会	37
(3)	津久井地域不法投棄防止協議会	38
(4)	ごみの散乱防止	39
2	不法投棄防止対策	40
(1)	巡回監視	40
(2)	監視カメラ設置状況	40
(3)	不法投棄回収量	40
3	市民団体とのパートナーシップによる不法投棄防止対策事業	40
第5章 し尿処理事業		
I	概要	42
II	し尿及び浄化槽汚泥等	42
1	収集・処分体制	42
2	し尿及び浄化槽汚泥等収集量	42
3	し尿等便槽設置状況	43
4	収集車両の稼動状況	43
III	駅前公衆トイレの設置状況（清掃施設課所管）	44
第6章 廃棄物処理業の許可等		
I	一般廃棄物処理業	45
II	産業廃棄物処理業	45
1	許可等状況	45
2	指導等状況	46
(1)	立入検査・指導	46
(2)	不法焼却行為に対する指導件数	46
(3)	苦情・通報等を契機とする事業者指導件数	47
(4)	ダイオキシン類測定調査の状況	47
III	建設リサイクル法	47
IV	自動車リサイクル法	48
V	PCB廃棄物特別措置法	48
1	立入検査	48
2	PCB処理施設	49
VI	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例」に基づく届出等	49
第7章 沿革		
I	清掃事業の沿革	50
II	処理手数料の経過	63
1	ごみ処理手数料	63
2	粗大ごみ処理手数料	64
3	動物の死体処理手数料	64
4	し尿処理手数料	64
5	浄化槽汚泥処理手数料	65
《参考：津久井地域（旧津久井郡広域行政組合）の沿革》		
66		
《参考：津久井地域における平成18年3月19日までの処理手数料(旧津久井郡広域行政組合)》		
68		

第1章 総説

I 市の概要

相模原市は、昭和 29 年に、神奈川県内 10 番目の市として、人口 8 万人でスタートしました。その後、人口急増や基地問題など幾多の課題に取り組みながら、着実な発展を続け、平成 12 年に保健所設置市、平成 15 年には中核市に移行しました。

また、平成 18 年 3 月に津久井町及び相模湖町と、平成 19 年 3 月に城山町及び藤野町と合併したことにより、都市としての機能と水源地の豊かな自然環境をあわせ持った、人口 70 万人を超える大都市となりました。そして、首都圏南西部における広域的な交流拠点として、より自立した都市づくりを進めるため、平成 22 年 4 月に全国 19 番目の政令指定都市になりました。



II 面積

面積	328.91 k m ²
----	-------------------------

III 人口の推移

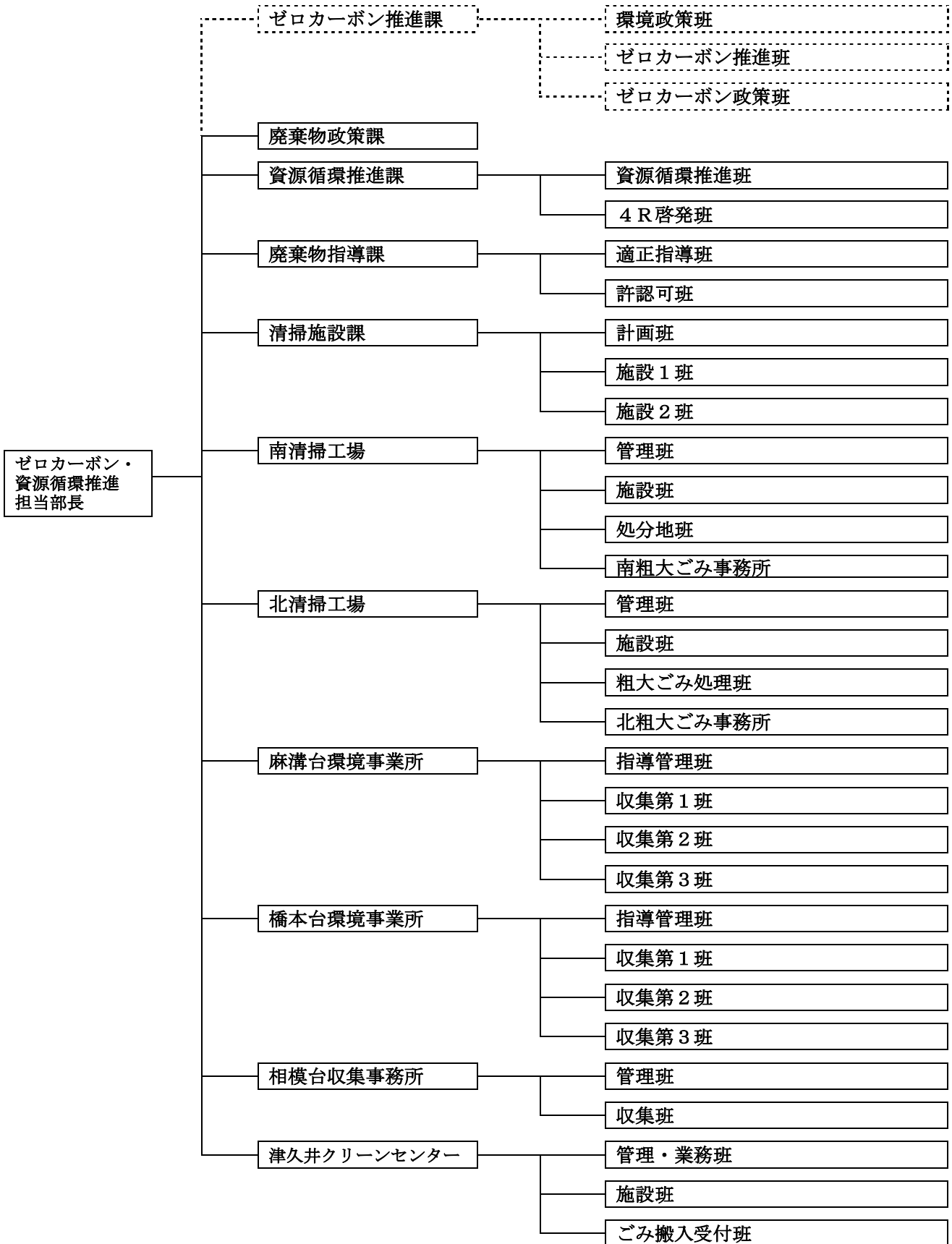
(各年度 10 月 1 日現在)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
人口	722,828	725,493	725,924	726,559	725,087	723,586
世帯数	327,027	332,770	337,201	341,725	344,797	348,216

第2章 組織

I 組織図

(令和6年4月1日現在)



※ 本資料については、資源循環グループ（廃棄物政策課・資源循環推進課・廃棄物指導課・清掃施設課・南清掃工場・北清掃工場・麻溝台環境事業所・橋本台環境事業所・相模台収集事務所・津久井クリーンセンター）の事務分掌について作成する。

II 職員配置数

(令和6年4月1日現在)

区 分	事 務	技 術							環 境 整 備 員	再 任 用 (フルタイム)	合 計	再 任 用 (時短)
		建 築	土 木	化 学	電 気	設 備	機 械	小 計				
環境経済局 ・ゼロカーボン・資源循環 推進担当部長 ・参事（廃棄物指導担当） ・調整官（最終処分場・廃 棄物減量化推進担当）	2										2	(1)
ゼロカーボン推進課	15			2				2			17	
廃棄物政策課	7			1				1			8	
資源循環推進課	12										12	(2)
廃棄物指導課	9			4				4			13	
清掃施設課	5	4	1	3	2	1	4	15			20	(1)
南清掃工場	6		1		4		3	8	11	3	28	(12)
北清掃工場	7				4		4	8	8		23	(16)
麻溝台環境事業所	8								42	3	53	(3)
橋本台環境事業所	8								38	4	50	(3)
相模台収集事務所	5								9	5	19	
津久井クリーンセンター	9						2	2	11	3	25	(8)
合 計	93	4	2	10	10	1	13	40	119	18	270	(46)

※()内は外数

※会計年度任用短時間勤務職員は含まない。

Ⅲ 事務分掌

ゼロカーボン推進課

- (1) 環境の保全施策及び地球温暖化対策に係る企画、調査研究及び調整に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (4) 相模原市環境審議会、相模原市地球温暖化対策推進会議及び相模原市環境影響評価審査会に関すること。
- (5) 地球温暖化対策推進基金の運用管理に関すること。
- (6) 環境影響評価に関すること。
- (7) 環境教育に関すること。
- (8) 環境保全団体等に関すること。
- (9) 環境情報センターに関すること。

廃棄物政策課

- (1) 廃棄物に係る施策の調査研究及び企画調整に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (3) 庁用自動車（南清掃工場、北清掃工場、麻溝台環境事業所、橋本台環境事業所、相模台収集事務所、津久井クリーンセンターが所管する車両に限る。）の安全管理等に関すること。
- (4) 相模原市廃棄物減量等推進審議会に関すること。

資源循環推進課

- (1) 家庭系廃棄物の減量化及び資源化に係る調査研究、計画及び実施の調整に関すること。
- (2) 家庭系廃棄物の減量化、資源化及び資源循環意識の普及啓発に関すること。
- (3) 分別収集計画に関すること。
- (4) 資源の回収、中間処理、再商品化等に関すること。
- (5) 集団資源回収に関すること。
- (6) 剪定枝の資源化に関すること。
- (7) リサイクルスクエアに関すること。
- (8) 美化推進に関すること。

廃棄物指導課

- (1) 産業廃棄物指導業務の調査研究に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可及び指導監督並びに熱回収施設設置者の認定に関すること。
- (4) 産業廃棄物排出事業者の指導監督に関すること。
- (5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）に規定する届出等に関すること。
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に規定する特定建設資材の再資源化等に関すること。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）に規定する関連事業者の登録、許可及び指導監督に関すること。
- (8) 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- (9) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成 4 年法律第 62 号）に規定する特定施設の整備計画への意見具申等に関すること。
- (10) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に規定する第二種フロン類回収業者の登録簿の閲覧等に関すること。
- (11) 事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に係る調査研究、計画及び実施の調整に関すること。
- (12) 一般廃棄物排出事業者に対する減量化、資源化及び適正処理に係る普及啓発、指導等に関すること。
- (13) 廃棄物の不法投棄防止等に関すること。
- (14) 有害使用済機器保管等業者の届出及び指導監督に関すること。
- (15) 相模原市廃棄物処理施設設置等調整委員会に関すること。

清掃施設課

- (1) 一般廃棄物処理施設及び清掃関連施設の調査研究及び整備計画の策定並びに用地の選定に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設及び清掃関連施設の営繕に係る調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設に係る大気、水質等の測定及び分析に関すること（他の部課の主管に属するものを除く。）
- (4) 一般廃棄物処理施設及び清掃関連施設の設置等の届出に関すること。
- (5) 一般廃棄物処理施設及び清掃関連施設の管理（維持管理及び保守点検を除く。）に関すること。
- (6) 駅前公衆トイレの維持管理に関すること。

南清掃工場

- (1) 一般廃棄物の処分に関すること。
- (2) 清掃工場の維持管理及び保守点検に関すること。
- (3) 清掃工場に係る大気、水質、ごみ等の測定及び分析に関すること。
- (4) 事業用機器、資材等の管理に関すること。
- (5) 発電所に関すること。
- (6) 一般廃棄物の搬入承認に関すること。
- (7) 産業廃棄物の搬入承認に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理手数料の徴収、減免、欠損処分等に関すること。
- (9) 一般廃棄物最終処分場の維持管理及び保守点検に関すること。
- (10) 一般廃棄物最終処分場に係る水質等の測定及び分析に関すること。
- (11) 南部粗大ごみ受入施設（相模原市南区麻溝台 1524 番地 1）に関すること。

北清掃工場

- (1) 南清掃工場の（1）～（8）に掲げるもの。
- (2) 粗大ごみの戸別収集に関すること。
- (3) 北部粗大ごみ受入施設（相模原市緑区下九沢 2083 番地 1）に関すること。

麻溝台環境事業所

- (1) 一般廃棄物（粗大ごみ、し尿及び浄化槽汚泥等を除く。）の収集及び運搬に関すること。
- (2) 収集車の運行及び維持管理に関すること。
- (3) 家庭系廃棄物の減量化及び資源化に係る普及啓発に関すること。
- (4) 一般廃棄物排出事業者に対する減量化、資源化及び適正処理に係る指導等に関すること。
- (5) 廃棄物の不法投棄防止等に関すること。
- (6) 開発行為（開発行為に準ずるものを含む。）におけるごみ・資源集積場所に係る協議等に関すること。
- (7) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく使用済小型家電の回収等に関すること。

橋本台環境事業所

- (1) 麻溝台環境事業所に掲げるもの。

相模台収集事務所

- (1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等に限る。以下この項において同じ。）の収集及び運搬に関すること。
- (2) 収集車の運行及び維持管理に関すること。
- (3) 一般廃棄物の処理に係る受付等に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理手数料の徴収、減免、欠損処分等に関すること。
- (5) 一般廃棄物収集に係る清掃思想の普及啓発に関すること。

津久井クリーンセンター

- (1) 一般廃棄物（浄化槽汚泥等を除く。）の収集及び運搬に関すること。
- (2) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等に限る。）の処分に関すること。
- (3) 津久井クリーンセンターの維持管理及び保守点検に関すること。
- (4) 津久井クリーンセンターに係る大気、水質等の測定及び分析に関すること。
- (5) 一般廃棄物の搬入承認に関すること。
- (6) 一般廃棄物（し尿に限る。次号において同じ。）に係る清掃思想の普及及び啓発に関すること。
- (7) 一般廃棄物の処理に係る受付等に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理手数料（浄化槽汚泥等を除く。）の徴収、減免、欠損処分等に関すること。

- (9) 家庭系廃棄物の減量化及び資源化に係る普及啓発に関すること。
- (10) 一般廃棄物排出事業者に対する減量化、資源化及び適正処理に係る指導に関すること。
- (11) 廃棄物の不法投棄防止等に関すること。
- (12) 浄化槽清掃に関すること。
- (13) 資源の保管及び再商品化に関すること。
- (14) 事業用機器、資材等の管理に関すること。
- (15) 開発行為（開発行為に準ずるものを含む。）におけるごみ・資源集積場所に係る協議等に関すること。

IV 処理施設等の概要

【ごみ焼却施設】

施設名	南清掃工場	北清掃工場
所在地	南区麻溝台 1524 番地 1	緑区下九沢 2074 番地 2
処理能力	525 t / 日 (175 t / 日 × 3 炉)	450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉)
建設年月	平成 18 年 9 月 5 日着工 平成 22 年 3 月 15 日竣工	昭和 63 年 7 月 4 日着工 平成 3 年 12 月 1 日竣工 (基幹的設備等改良工事 平成 29 年 9 月 29 日～令和 3 年 3 月 15 日)
焼却炉形式	流動床式ガス化溶融炉	連続燃焼式ストーカ炉
発電能力	10,000kW	2,625kW (当初 2,500kW)
敷地面積	47,119 m ² (麻溝台環境事業所、南部粗大ごみ受入施設、麻溝台リサイクルスクエア含む。)	22,957 m ²
総工費	約 190 億円	約 136 億円 (基幹的設備等改良工事 約 69 億円)
備考	鉄骨造・鉄筋コンクリート造・ 鉄骨鉄筋コンクリート造 (地上 6 階、地下 1 階) 建築面積 9,689 m ² 延床面積 23,644 m ²	≪工場棟≫ 鉄骨鉄筋コンクリート造 (地上 6 階、地下 2 階) 建築面積 8,400 m ² 延床面積 20,100 m ² ≪管理棟≫ 鉄筋コンクリート造 3 階建 建築面積 688 m ² 延床面積 1,806 m ²

【粗大ごみ処理施設】

施設名	北清掃工場
所在地	緑区下九沢 2074 番地 2
処理能力	85 t / 日 (5 時間)
建設年月	平成元年 9 月 29 日着工 平成 3 年 8 月 1 日竣工
処理方式	横型回転破砕機
建物の構造、 面積	鉄筋コンクリート造 (地上 2 階、地下 1 階) 建築面積 964 m ² 延床面積 1,443 m ²
総工費	約 12 億円

【ごみ中継施設】

施設名	津久井クリーンセンター ごみ中継施設
所在地	緑区青山 3385 番地 2
ごみピット容量	600 m ³
建設年月	平成 7 年 10 月着工 平成 10 年 2 月竣工 (ごみ焼却発電施設)
建物の構造、 面積	鉄筋コンクリート造 (地上 4 階、地下 2 階) 延床面積 2,986 m ²
備考	平成 22 年 1 月 24 日までご み焼却発電施設(連続燃焼式 ストーカー炉)として稼動。

【粗大ごみ受入施設】

施設名	南部粗大ごみ受入施設	北部粗大ごみ受入施設
所在地	南区麻溝台 1524 番地 1	緑区下九沢 2083 番地 1
開設年月	平成 13 年 4 月 (移転 平成 29 年 4 月)	平成 13 年 4 月 (移転 平成 17 年 3 月)
敷地面積	47,119 m ² (南清掃工場敷地内)	4,270 m ²
建物の構造、 面積	倉庫棟 692.07 m ² (荷降ろし場を含む) 事務所棟 422.76 m ² トラックスケール 2 台	倉庫棟 873.06 m ² (荷降ろし場を含む) 事務所棟 92.53 m ² 計量器棟 26 m ² トラックスケール 1 台

【リサイクル啓発施設】

施設名	橋本台リサイクルスクエア	麻溝台リサイクルスクエア
所在地	緑区下九沢 2084 番地 3	南区麻溝台 1524 番地 1
開設年月	平成 5 年 11 月 23 日 (移転 平成 18 年 4 月 1 日)	平成 29 年 4 月 1 日
建物の構造、 面積	鉄骨造平屋建 664.36 m ²	鉄骨造平屋建 805.39 m ²

【最終処分場】

施設名	一般廃棄物最終処分場	
	第1期整備地	第2期整備地
所在地	南区麻溝台 3412 番地 2 外	
使用開始年月	昭和 54 年 4 月	平成 20 年 4 月
敷地面積	55,885 m ²	42,494 m ²
埋立方式	準好気性埋立 (セル方式)	
埋立容量	734,600 m ³	500,700 m ³

【最終処分場浸出水処理施設】

施設名	一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設	
所在地	南区麻溝台 3737 番地外	
処理能力	300 m ³ /日	
建設年月	平成 24 年 12 月着工 平成 27 年 2 月竣工	
処理方式	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理/凝集沈殿処理+砂ろ過処理+除マンガン処理→下水道放流 ・汚泥処理/重力濃縮+遠心脱水処理 	
総工費	約 7 億 4 千万円	
建物の構造、面積	鉄筋コンクリート造 (地上 2 階、地下 1 階) 建築面積 488.11 m ² 延床面積 698.19 m ²	

【し尿処理施設】

施設名	津久井クリーンセンター し尿処理施設	
所在地	緑区青山 3385 番地 2	
処理能力	89kL/日	
建設年月	平成 24 年 12 月着工 平成 28 年 3 月竣工	
処理方式	固液分離処理方式 (直接脱水処理方式+下水道放流) 脱水汚泥は助燃剤としてごみ処理施設で活用	
放流先	下水道放流	
敷地面積	9,576 m ²	
総工費	約 12 億円	
主な設備	運転監視	中央監視室
	前処理設備	沈砂除去装置、きょう雑物除去装置、し渣脱水機
	主処理設備	ばっ気、汚泥脱水機
	脱臭設備	生物脱臭塔、活性炭吸着塔

V 車両保有状況

【ごみ収集関連】

(各年度4月1日現在)

			R5年度			R6年度		
			麻溝台環境 事業所	橋本台環境 事業所	合計	麻溝台環境 事業所	橋本台環境 事業所	合計
ダンプ車	2t車	ディーゼル	1	1	2	1	1	2
	軽車両	ガソリン	1	1	2	1	1	2
	小計		2	2	4	2	2	4
(塵芥車)	2t車	ディーゼル	17(5)	15(3)	32(8)	16(7)	15(3)	31(10)
		ハイブリッド	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
	小計		17(6)	15(5)	32(11)	16(8)	15(5)	31(13)
合計			19(6)	17(5)	36(11)	18(8)	17(5)	35(13)

※()内は予備車で外数

【ごみ処理施設関連】

(各年度4月1日現在)

		R5年度				R6年度			
		南清掃工場	北清掃工場	津久井クリーン センター	合計	南清掃工場	北清掃工場	津久井クリーン センター	合計
作業車	塵芥車(2t車)	—	—	3	3	—	—	3	3
	塵芥車(4t車)	—	1	1	2	—	1	1	2
	ダンプ車(2t車)	—	—	3	3	—	—	3	3
	貨物自動車	1(5)	1	1	3(5)	1(5)	1	1	3(5)
	軽ダンプ車	—	—	(1)	(1)	—	—	(1)	(1)
	バキューム車	1	1	—	2	1	1	—	2
	その他車両(特殊含む)	4(6)	4	5	13(6)	5(6)	4	6	15(6)
合計		6(11)	7	13(1)	26(12)	7(11)	7	14(1)	28(12)

※()内はリース車で外数

【し尿収集・処理施設関連】

(各年度4月1日現在)

			R5年度			R6年度		
			相模台収集事務所	津久井クリーンセンター	合計	相模台収集事務所	津久井クリーンセンター	合計
(バキューム車) し尿収集車	2t車	ディーゼル	1	—	1	1	—	1
	3t車	ディーゼル	5	—	5	5	—	5
	4t車	ディーゼル	5	—	5	5	—	5
	小計		11	—	11	11	—	11
清掃車(汚泥吸引車)			—	1	1	—	1	1
ダンプ車			—	(1)	(1)	—	(1)	(1)
軽貨物			(2)	—	(2)	(2)	—	(2)
軽ダンプ車			—	1	1	—	1	1
その他車両			—	1	1	—	1	1
合計			11(2)	3(1)	14(3)	11(2)	3(1)	14(3)

※()内はリースで外数

【その他車両】

(各年度4月1日現在)

		R5年度					R6年度					
		指導課 廃棄物	資源循環 推進課	麻溝台環境 事業所	橋本台環境 事業所	津久井クリーン センター	合計	指導課 廃棄物	資源循環 推進課	麻溝台環境 事業所	橋本台環境 事業所	津久井クリーン センター
不適正処理監視指導 パトロール車 (小型貨物自動車)	(1)	—	—	—	—	(1)	(1)	—	—	—	—	(1)
不法投棄パトロール車 (軽貨物車)	—	—	—	—	(1)	(1)	—	—	—	—	(1)	(1)
不法投棄パトロール車 (軽乗用車)	—	—	—	—	(1)	(1)	—	—	—	—	(1)	(1)
資源持去り美化啓発 パトロール車 (軽貨物車)	—	(1)	—	—	—	(1)	—	(1)	—	—	—	(1)
啓発用車両	—	—	1	1	—	2	—	—	1	1	—	2
啓発用物品運搬車	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1	—	1
合計	(1)	(1)	1	2	(2)	3(4)	(1)	(1)	1	2	(2)	3(4)

※()内はリースで外数

第3章 予算・決算

I 令和6年度当初予算 清掃費 11,228,191千円

科 目	予算額(千円)	説 明
1. 清掃総務費	5,180,066	
職員給与費	2,438,220	職員給与費、会計年度任用職員給与費
廃棄物減量等推進審議会等経費	1,187	
一般廃棄物処理基本計画改定事業	4,994	
廃棄物指導事務経費	9,677	
循環型社会普及事業	29,757	きれいなまちづくり推進事業、4R推進事業、生ごみ処理容器助成事業、リサイクルスクエア運営事業
資源回収事業	2,608,884	集団資源回収事業、資源・容器包装プラ分別回収事業、資源分別回収事業(債務負担行為)、容器包装プラ中間処理事業(債務負担行為)
剪定枝資源化事業	3,300	
事業系ごみ減量化等促進経費	330	
公衆トイレ維持管理費	63,517	
一般事務費	20,200	
2. 塵芥処理費	4,988,495	
施設運営費	416,130	南清掃工場ごみ処理施設、北清掃工場ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、一般廃棄物最終処分場、津久井クリーンセンター
施設維持管理費	2,117,677	南清掃工場、北清掃工場、粗大ごみ処理施設、一般廃棄物最終処分場、麻溝台環境事業所、橋本台環境事業所、津久井クリーンセンター
施設維持補修費	1,083,120	南清掃工場、北清掃工場、粗大ごみ処理施設、一般廃棄物最終処分場、津久井クリーンセンター
粗大ごみ等収集事業	458,829	粗大ごみ戸別収集事業、粗大ごみ戸別収集事業(債務負担行為)、粗大ごみ受入施設運営事業
不法投棄対策事業	17,151	
ごみ収集車両維持管理費	45,997	
ごみ収集車両購入費	46,440	
ごみ収集業務経費	797,946	
一般事務費	5,205	
3. し尿処理費	633,798	
し尿処理手数料徴収経費	3,265	
施設運営費	18,851	
施設維持管理費	135,271	
施設維持補修費	3,000	
し尿収集車両維持管理費	12,021	
し尿収集車両購入費	26,952	
し尿収集業務経費	32,041	
浄化槽清掃助成事業	95,808	
旧東清掃事業所解体事業(継続費)	305,000	継続事業費本年度支出額
一般事務費	1,589	
4. 塵芥処理施設建設費	425,832	
南清掃工場改良事業	302,390	南清掃工場設備等改良事業
北清掃工場改良事業	66,220	北清掃工場設備等改良事業
北清掃工場建替整備事業	13,596	
一般廃棄物最終処分場整備事業	43,626	次期一般廃棄物最終処分場整備事業

II 令和5年度決算 清掃費 10,371,282,011円

科 目	決算額(円)	説 明
1. 清掃総務費	4,817,134,025	
職員給与費	2,274,739,186	職員給与費、会計年度任用職員給与費
廃棄物減量等推進審議会等経費	831,341	
一般廃棄物処理基本計画改定事業	9,292,800	
廃棄物指導事務経費	6,486,045	
循環型社会普及事業	28,780,622	きれいなまちづくり推進事業、4R推進事業、生ごみ処理容器助成事業、リサイクルスクエア運営事業
資源回収事業	2,411,155,860	集団資源回収事業、資源・容器包装プラ分別回収事業、資源分別回収事業(債務負担行為)、容器包装プラ中間処理事業(債務負担行為)
剪定枝資源化事業	3,079,032	
事業系ごみ減量化等促進経費	255,200	
公衆トイレ整備事業	5,988,400	
公衆トイレ維持管理費	56,585,872	
一般事務費	19,939,667	
2. 塵芥処理費	4,725,844,193	
施設運営費	351,564,131	南清掃工場ごみ処理施設、北清掃工場ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、一般廃棄物最終処分場、津久井クリーンセンター
施設維持管理費	1,991,883,420	南清掃工場、北清掃工場、粗大ごみ処理施設、一般廃棄物最終処分場、麻溝台環境事業所、橋本台環境事業所、津久井クリーンセンター
施設維持補修費	1,046,794,557	南清掃工場、北清掃工場、粗大ごみ処理施設、一般廃棄物最終処分場、津久井クリーンセンター
粗大ごみ等収集事業	432,329,680	粗大ごみ戸別収集事業、粗大ごみ受入施設運営事業
不法投棄対策事業	12,906,075	
ごみ収集車両維持管理費	43,058,186	
ごみ収集車両購入費	41,019,960	
ごみ収集業務経費	797,974,733	
災害廃棄物処理支援事業	529,188	
一般事務費	7,784,263	
3. し尿処理費	288,711,139	
し尿処理手数料徴収経費	3,282,909	
施設運営費	13,845,379	
施設維持管理費	126,940,533	
施設維持補修費	2,979,724	
し尿収集車両維持管理費	9,012,576	
し尿収集車両購入費	0	
し尿収集業務経費	23,917,663	
浄化槽清掃助成事業	77,003,705	
津久井クリーンセンター再整備関連事業	1,122,000	津久井クリーンセンター旧施設解体事業
旧東清掃事業所解体事業	28,897,000	
一般事務費	1,709,650	
4. 塵芥処理施設建設費	539,592,654	
南清掃工場改良事業	311,300,000	南清掃工場設備等改良事業
北清掃工場改良事業	57,684,000	北清掃工場設備等改良事業
一般廃棄物最終処分場整備事業	95,405,200	一般廃棄物最終処分場第2期整備地嵩上事業
一般廃棄物最終処分場第2期整備地嵩上事業(継続費)	75,203,454	

Ⅲ ごみ処理経費（年間）

（単位：円）

区 分	1人当たり	1世帯当たり
令和3年度	9,253	19,919
令和4年度	9,391	19,966
令和5年度	9,697	20,392

※清掃事業の概要令和4年度版以降は設備整備等に要した公債に係る利子を加算している。

※令和4年度分については、算出内容の見直しにより、清掃事業の概要令和5年度版とは数値が異なる。

Ⅳ 原価計算

（1）ごみ処理原価

（単位：円／t）

年度 \ 区分	処理原価の推移		
	収集運搬	処 分	計
令和3年度	15,046	26,936	41,982
令和4年度	16,718	27,189	43,907
令和5年度	18,364	28,728	47,092

※清掃事業の概要令和4年度版以降は設備整備等に要した公債に係る利子を加算している。

※令和4年度分については、算出内容の見直しにより、清掃事業の概要令和5年度版とは数値が異なる。

（2）し尿等処理原価

（単位：円／kL）

年度 \ 区分	処理原価の推移		
	収集運搬	処 分	計
令和3年度	31,092	9,450	40,542
令和4年度	31,884	10,295	42,179
令和5年度	31,896	10,579	42,475

※清掃事業の概要令和4年度版以降は設備整備等に要した公債に係る利子を加算している。

第4章 ごみ処理事業

I 概要

相模原市では、『一般ごみ』、『資源』、『粗大ごみ』、『電池』の4区分18種類の収集や回収を行っている。

一般ごみと乾電池は直営収集と委託収集を実施し、粗大ごみ（戸別収集）と資源は委託収集のみで実施している。

使用済小型家電を回収し、有用金属を再資源化する「使用済小型家電リサイクル事業」については平成25年3月1日から平成28年3月31日までのモデル事業期間を経て、平成28年4月から本格実施している。

小型充電式電池は、火災事故の未然防止、電池の一層のリサイクル推進を図るため、令和6年4月から市の施設（3箇所）で回収を実施している。

なお、ペットボトル、白色トレイの拠点回収については、平成24年3月31日をもって終了した。（公共施設におけるペットボトル拠点回収は継続）

【分別区分】

（令和6年4月1日現在）

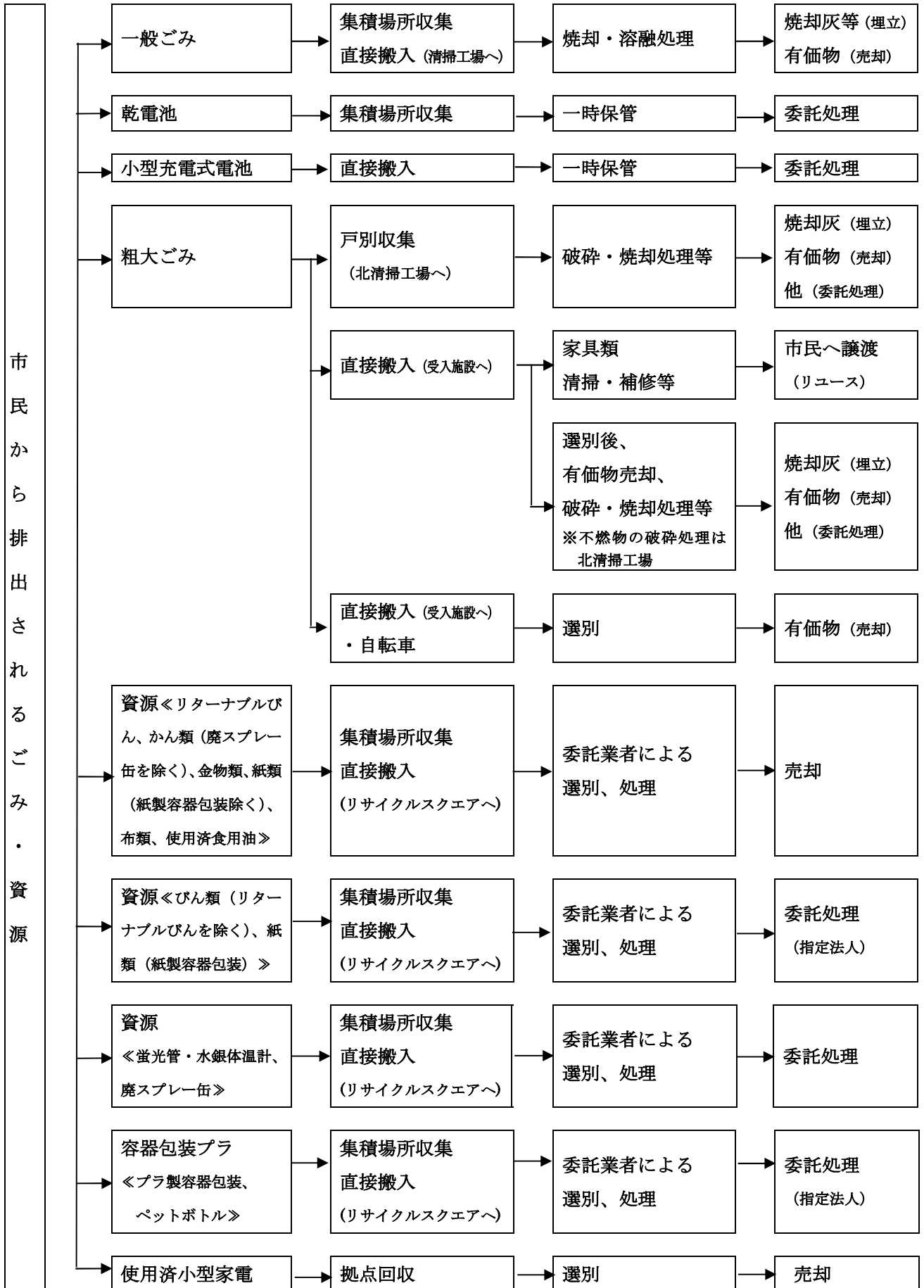
一般ごみ	資源											粗大ごみ	電池				
	びん類	かん類	金物類	紙類					布類	蛍光管・水銀体温計	使用済食用油		プラ製容器包装	ペットボトル	使用済小型家電	乾電池	小型充電式電池
				新聞	雑誌・雑がみ	段ボール	紙パック	紙製容器包装									

II 収集及び処理体制

【家庭系ごみ・資源の処理フロー図】

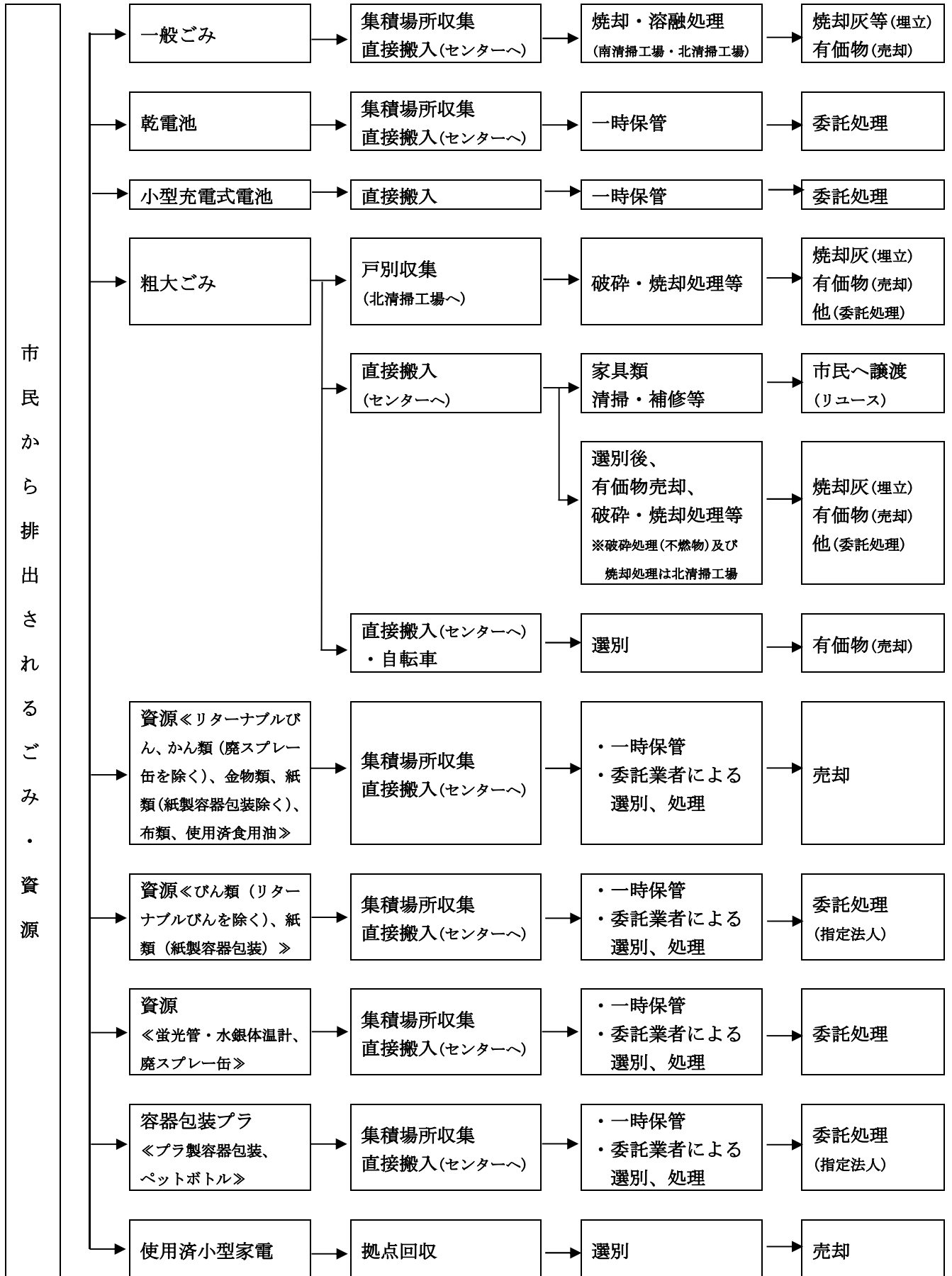
＜相模原地域＞

(令和6年4月1日現在)



<津久井地域>

(令和6年4月1日現在)



※城山地区の一般ごみ及び乾電池は集積場所収集後、北清掃工場に搬入。

【収集方法】

<相模原地域>

(令和6年4月1日現在)

		収集形態	収集回数	収集・回収場所	出し方			
一般ごみ		直営・委託	週2回	ごみ・資源 集積場所	透明または半透明袋			
		委託		戸別 (道路に面した敷地内)				
資 源	びん類		週1回	ごみ・資源 集積場所	透明または半透明袋			
	かん類							
	金物類							
	紙 類	新聞			委託	種類別にひもでしぼる。紙製容器包装は紙袋に入れてひもでしぼる。		
		雑誌・雑がみ						
		段ボール						
		紙パック						
		紙製容器包装						
	布類				委託	週1回	ごみ・資源 集積場所	透明または半透明袋
	蛍光管・水銀体温計							購入時の包装材に入れ、ひもでしぼるか、透明または半透明袋。
使用済食用油		ペットボトル（なるべく500mL容器）						
プラ製容器包装		透明または半透明袋						
ペットボトル		直営	随時	拠点 回収ボックス	透明または半透明袋			
使用済 小型家電	パソコン・モニター				袋に入れない。個人情報情報は消去。電池類は抜き取り、充電式は放電。			
	上記以外							
粗大ごみ		委託	随時 (申込制)	戸別 (申し込み時の指定場所)	粗大ごみ収集シールを貼付し、排出する。			
乾電池		直営・委託	週1回	ごみ・資源 集積場所	透明または半透明袋			

※乾電池は、一般ごみ収集曜日の後半の曜日に収集。

		収集形態	収集回数	収集・回収場所	出し方		
一般ごみ		委託	週2回	ごみ・資源 集積場所	透明または半透明袋		
資源	びん類		週1回	ごみ・資源 集積場所	透明または半透明袋。		
	かん類					透明または半透明袋	
	金物類					種類別にひもでしぼる。紙製容器包装は紙袋に入れてひもでしぼる。	
	紙類						新聞
							雑誌・雑がみ
							段ボール
							紙パック
	紙製容器包装						
	布類					透明または半透明袋。	
	蛍光灯・水銀体温計	購入時の包装材に入れひもでしぼるか、透明または半透明袋					
使用済食用油	ペットボトル(なるべく500mL容器)						
プラ製容器包装	透明または半透明袋						
ペットボトル	透明または半透明袋						
使用済 小型家電	パソコン・ モニター	直営	随時	拠点	袋に入れない。個人情報 は消去。電池類は抜き取り、充電式は放電。		
	上記以外			回収ボックス			
粗大ごみ		委託	随時 (申込制)	戸別 (申し込み時の 指定場所)	粗大ごみ収集シール を貼付し、排出す る。		
乾電池			週1回	ごみ・資源 集積場所	透明または半透明袋		

※乾電池は、一般ごみ収集曜日の後半の曜日に収集。

1 ごみ収集量等の推移

(単位：t)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
収集ごみ	120,688	121,857	117,996	115,236	111,634
家庭ごみ（直営）	69,256	56,149	53,860	52,359	50,742
家庭ごみ（委託）	51,431	65,708	64,136	62,877	60,892
持込ごみ	58,531	53,795	53,597	53,319	50,945
家庭ごみ	1,493	1,495	1,069	1,080	1,125
事業系ごみ	57,037	52,300	52,528	52,239	49,820
粗大ごみ	7,727	8,852	7,937	7,487	7,146
戸別収集	1,545	1,546	1,514	1,471	1,408
持ち込み	6,182	7,306	6,423	6,016	5,738
資源	35,788	37,815	36,156	34,828	33,805
びん類	4,293	4,470	4,335	4,102	3,967
かん・金物類	2,778	3,044	2,856	2,709	2,653
紙類	17,995	19,069	18,297	17,784	16,821
布類	2,939	3,443	3,082	2,786	2,621
蛍光管・水銀体温計	52	98	46	42	37
使用済食用油	171	189	176	161	151
プラ製容器包装	7,555	7,721	7,808	7,786	7,659
ペットボトル	1,658	1,987	2,058	1,949	1,866
使用済小型家電	132	145	128	117	110
資源残渣	▲ 1,785	▲ 2,351	▲ 2,630	▲ 2,608	▲ 2,080
乾電池	66	116	84	57	140
集団資源回収	4,176	3,213	3,087	3,019	2,724
合計 ①	226,976	225,648	218,857	213,946	206,394
家庭ごみ	129,908	132,204	127,002	123,803	119,905
1人1日当たり	491g	499g	479g	467g	452g
事業系ごみ	57,037	52,300	52,528	52,239	49,820
資源	40,030	41,144	39,327	37,904	36,669
資源化量 ②	44,368	46,898	45,832	42,687	42,748
直接資源化量	40,030	41,144	39,327	37,904	36,669
処理後資源化量	4,338	5,754	6,505	4,783	6,079
リサイクル率 (②/①)	19.6%	20.8%	20.9%	20.0%	20.7%
計画収集総量外 ③	2,770	3,282	3,019	3,111	2,670
総排出量 (①+③)	229,745	228,930	221,876	217,057	209,064
1人1日当たり	868g	865g	837g	818g	788g

※計画収集総量外は、資源残渣や不法投棄回収等によるごみ量。

※家庭ごみ（委託）は相模原地域（一部）の一般ごみ委託収集、夜間委託収集及び津久井地域の一般ごみ委託収集。

※処理後資源化量は、令和2年度分からスラグ売却分を含む。

(参考) 家庭からの食品ロス排出量等【家庭系一般ごみのごみ質測定調査による「食品ロス」推計量】

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
食品ロス排出量 (t)	10,679	12,459	12,026	11,364	11,017
食品ロス割合 (%)	8.74	10.10	—	9.77	—
食べ残し (%)	5.77	7.20	—	8.05	—
手付かず食品 (%)	2.97	2.90	—	1.72	—

※食品ロス排出量算出式：家庭系一般ごみ（収集ごみ+持込ごみ）×食品ロス割合

※令和3年度及び5年度はごみ質測定調査実施せず。同年度の食品ロス排出量は前年度の食品ロス割合に基づき算出。

2 ごみ・資源集積場所

(各年度4月1日現在 単位：箇所)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
麻溝台環境事業所管内	8,407	8,515	8,783	8,946	9,117
橋本台環境事業所管内	7,581	7,704	7,813	7,942	8,069
津久井クリーンセンター管内	2,242	2,256	2,266	2,281	2,274
合 計	18,230	18,475	18,862	19,169	19,460

※夜間収集エリアを除く。

3 収集運搬

(1) 収集車両の稼働状況

<麻溝台環境事業所>

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
収集日数 (日)	311	310	310	310	310
延べ稼働台数 (台)	5,158	4,931	4,581	4,550	4,570
収集走行距離数 (km)	276,707	219,828	219,066	216,086	216,597
収集量 (t)	35,411	29,096	27,801	27,045	26,173

<橋本台環境事業所>

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
収集日数 (日)	311	310	310	310	310
延べ稼働台数 (台)	4,810	4,442	4,392	4,352	4,249
収集走行距離数 (km)	275,109	203,944	159,743	161,117	161,325
収集量 (t)	33,899	27,155	26,132	25,360	24,699

※両環境事業所ともに、一般ごみ+乾電池収集の塵芥車（パッカー車）の稼働状況。

(2) 粗大ごみ

ア 戸別収集

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
収集量 (t)	1,545	1,546	1,514	1,471	1,408
申込件数 (件)	67,906	72,991	71,182	69,908	69,485
収集件数 (件)	65,374	68,125	68,223	67,967	66,829

イ 直接搬入

		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
南部粗大ごみ 受入施設	持込件数 (件)	102,124	116,369	106,747	100,591	98,080
	持込量 (t)	3,209	3,759	3,387	3,166	3,089
北部粗大ごみ 受入施設	持込件数 (件)	84,601	94,580	84,790	78,371	76,167
	持込量 (t)	2,532	2,914	2,565	2,310	2,245
津久井クリーン センター	持込件数 (件)	20,218	23,691	19,288	18,005	16,910
	持込量 (t)	720	945	771	683	611
合 計	持込件数 (件)	206,943	234,640	210,825	196,967	191,157
	持込量 (t)	6,461	7,618	6,723	6,159	5,945

ウ その他

(単位: t)

		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
南部粗大ごみ 受入施設	家電4品	66	74	50	35	31
	自転車売払量	48	37	53	51	81
	金属売却量	163	207	219	212	208
	羽毛布団売払量					9
北部粗大ごみ 受入施設	家電4品	61	65	50	31	28
	自転車売払量	52	36	45	39	57
	金属売却量	169	190	168	153	142
	羽毛布団売払量					4
津久井クリーン センター	家電4品	22	27	19	16	14
	自転車売払量	13	13	10	3	2
	金属売却量	95	97	67	66	65
	羽毛布団売払量	2	1	1	1	1
合 計	家電4品	149	166	119	82	73
	自転車売払量	113	86	108	93	140
	金属売却量	427	494	454	431	415
	羽毛布団売払量	2	1	1	1	14

※家電4品は、戸別収集分を含む。

(3) 一般ごみ夜間収集

通勤や通学をはじめ多くの市民や来街者が利用する駅前地区において、まちの美観や歩行者の安全確保を図るとともに、事業系ごみの適正排出を促進するため、一般ごみの夜間収集を業者委託により実施している。なお、びん類やかん類などの資源は、騒音に配慮して夜間収集は行わず、午前中に収集をしている。

【概要】

収集方法	戸別収集（集合住宅はごみ・資源集積場所収集）	
収集対象	家庭から出される「一般ごみ」と「乾電池」	
排出方法	午後8時から午前0時までに敷地と道路の境あたり（戸別に場所の調整を行う）	
収集	時間	原則、午前0時30分から
	作業	一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託（収集終了後、直ちに市清掃工場へ搬入）

【地区別現況】

（令和6年4月1日現在）

地区名	開始日	世帯数	収集箇所数	面積
淵野辺駅北口	平成15年9月29日	1,062	179	約9ha
小田急相模原駅南口	平成16年2月28日	601	122	約5ha
東林間駅西口	平成16年10月9日	701	148	約6ha
橋本駅北口	平成17年2月26日	606	50	約5ha
相模大野駅北口	平成17年9月30日	1,317	117	約11ha
相模原駅南口	平成18年2月25日	1,203	139	約10ha
相武台前駅前	平成18年9月29日	269	45	約1ha
上溝駅前	平成19年2月24日	401	185	約8ha
矢部駅南口	平成19年11月16日	772	190	約6ha
淵野辺駅南口	平成19年11月16日	408	62	約5ha
合 計		7,340	1,237	約66ha

【地区別収集量】

（単位：t）

地区名	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
淵野辺駅北口	268	258	249	251	233
小田急相模原駅南口	151	150	146	161	153
東林間駅西口	168	176	177	174	159
橋本駅北口	138	140	144	139	137
相模大野駅北口	255	276	271	264	265
相模原駅南口	233	235	227	219	214
相武台前駅前	52	44	43	41	42
上溝駅前	123	129	124	126	121
矢部駅南口	207	200	202	193	190
淵野辺駅南口	95	90	87	86	78
合 計	1,689	1,698	1,670	1,654	1,592

4 中間処理

(1) ごみ焼却施設の稼動状況

<南清掃工場>

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
稼動日数 (日)	352	351	344	349	350	
焼却量 (t) ①	127,264	126,154	118,267	118,018	110,304	
うち 北清掃工場焼却灰	6,512	6,832	7,102	7,033	6,065	
焼却灰排出量 (t) ②	9,675	10,310	10,994	10,757	9,895	
排出割合 (②/①)	7.6%	8.2%	9.3%	9.1%	9.0%	
熔融スラグ (t)	7,896	8,007	6,543	6,682	6,351	
熔融スラグ割合	6.2%	6.3%	5.5%	5.7%	5.8%	
資源化物 (t)	1,073	1,196	1,028	1,012	930	
資源化割合	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	
鉄	1,037	1,149	987	969	855	
アルミ	36	47	41	43	40	
その他					35	
電力	受電量 (kWh)	576,336	599,832	804,504	536,520	792,192
	発電量 (kWh)	60,928,810	61,739,210	57,534,280	58,894,120	52,773,040
	所内使用量 (kWh)	32,147,674	32,058,986	30,473,680	30,035,992	28,846,870
	売電量 (kWh)	29,357,472	30,280,056	27,865,104	29,394,648	24,718,536
	売電金額 (円)	445,737,363	426,478,509	376,142,251	507,912,365	514,672,248
灯油使用量 (L)	4,300	4,568	13,604	3,844	3,937	
都市ガス使用量 (m ³)	515,988	465,231	407,293	366,727	421,100	
水使用量 (m ³)	110,283	118,823	111,402	106,614	108,961	
	上水	36,807	38,852	36,307	32,338	33,915
	井水	63,488	69,493	64,546	63,646	64,828
再利用水	9,988	10,478	10,549	10,630	10,218	
蒸気発生量 (t)	419,602	429,758	402,564	405,130	376,037	

※電力所内使用量は、麻溝台環境事業所、麻溝台リサイクルスクエア、南部粗大ごみ受入施設への送電量を含む。

(参考) 貴金属等の回収量

(単位: g)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
金	15,427	5,966	6,884
銀	15,856	10,578	12,391
銅			612,000
パラジウム			225
合計	31,283	16,544	631,500

※令和3年度から、プラントメーカー（榊鋼環境ソリューション）と共同で、調査・研究を行い、焼却炉の底部に堆積した比重の重い砂（炉底砂）の中から回収したもの。

※令和5年度から、銅・パラジウムも回収。

<北清掃工場>

		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
稼働日数 (日)		324	320	356	356	357
焼却量 (t) ①		67,052	66,925	69,869	68,772	65,201
ばいじん及び焼却灰(主 灰)排出量(t) ②		9,505	9,433	9,649	9,207	8,046
排出割合 (②/①)		14.2%	14.1%	13.8%	13.4%	12.3%
電 力	受電量(kWh)	1,246,665	609,257	155,443	159,388	425,299
	発電量(kWh)	15,759,233	17,465,728	18,848,991	19,267,872	18,331,050
	所内使用量(kWh)	10,640,239	9,841,956	10,771,405	10,426,145	10,028,800
	売電量(kWh)	6,365,659	8,233,029	8,597,716	9,001,115	8,727,549
	売電金額(円)	75,814,048	87,644,913	74,792,938	139,634,218	189,958,809
灯油使用量 (L)		72,932	88,719	66,308	63,699	76,968
水使用量 (m ³)		62,055	52,491	55,425	47,930	46,589
	上 水	44,349	44,754	49,000	43,842	43,168
	井 水	17,706	7,737	6,425	4,088	3,421
蒸気発生量 (t)		222,089	227,760	234,831	233,957	227,928

(2) 粗大ごみ処理施設の稼働状況

<北清掃工場>

		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
稼働日数 (日)		146	135	132	130	115
処理量 (t)		5,578	5,319	4,827	4,652	4,166
	焼却	4,306	4,083	3,681	3,609	3,244
	資源化(鉄くず等)	1,225	1,236	1,146	1,043	922
	委託処理	47	0	0	0	0

5 最終処分

<一般廃棄物最終処分場埋立量>

		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
埋立量	重量 (t)	20,003	20,947	18,836	19,413	19,444
	容量 (m ³)	12,626	12,953	12,997	11,028	11,028

6 ダイオキシン類濃度測定結果

清掃工場からの排ガスなどに含まれるダイオキシン類の濃度を測定した。測定結果は、法令で定める基準値をすべて下回っている。

【令和5年度ダイオキシン類濃度測定結果】

(単位：[排ガス] ng-TEQ/N m³、[排水及び地下水] pg-TEQ/l、[ばいじん、不適物、熔融スラグ及び焼却灰（主灰）] ng-TEQ/g)

測定場所		測定結果	法令基準値	
南清掃工場	排ガス	1号炉	0.0047	
		2号炉	0.00016	
		3号炉	0.017	
	排水		0.000024	10
	ばいじん		0.59	3
	不適物		0.11	3
	熔融スラグ		0	3
北清掃工場	排ガス	1号炉	0.0086	
		2号炉	0.0067	
		3号炉	0.00074	
		小型炉	0.027	
	排水		0.46	10
	ばいじん		1.5	
	焼却灰（主灰）		0.014	3
	小型炉ばいじん		1.2	
小型炉焼却灰（主灰）		0	3	
一般廃棄物 最終処分場	排水		0	
	1号観測井（県立相模原公園内）		0.063	
	2号観測井（峰山霊園内）		0.067	
	2-2観測井 （最終処分場第1期整備地東側）		0.062	
	6-2観測井 （最終処分場第2期整備地西側）		0.063	
			1 （環境基準）	

※北清掃工場のばいじんは、法令基準の適用を受けない。

7 小動物の死体処理量

(1) 搬入・収集状況

(単位：件)

		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
犬	持込	南清掃工場	53	61	57	43	55
		北清掃工場	73	54	60	60	56
		津久井クリーンセンター	3	4	2	10	11
		計	129	119	119	113	122
	収集	1	2	8	4	0	
小 計		130	121	127	117	122	
猫	持込	南清掃工場	133	76	94	64	96
		北清掃工場	294	221	107	103	87
		津久井クリーンセンター	1	2	3	1	9
		計	428	299	204	168	192
	収集	629	528	462	431	324	
小 計		1,057	827	666	599	516	
その他	持込	南清掃工場	40	44	58	53	62
		北清掃工場	58	52	43	50	41
		津久井クリーンセンター	2	10	5	2	1
		計	100	106	106	105	104
	収集	769	719	801	806	1,020	
小 計		869	825	907	911	1,124	
合 計	持込	南清掃工場	226	181	209	160	213
		北清掃工場	425	327	210	213	184
		津久井クリーンセンター	6	16	10	13	21
		計	657	524	429	386	418
	収集	1,399	1,249	1,271	1,241	1,344	
合 計		2,056	1,773	1,700	1,627	1,762	

(2) 処理状況

<北清掃工場>

(単位：頭)

		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
焼 却	犬	122	126	124	109	122
	猫	1,024	856	640	554	518
	その他	840	828	936	963	1,106
	合 計	1,986	1,810	1,700	1,626	1,746
処理日数		51	52	51	51	51

Ⅲ ごみの減量化と資源化

1 普及啓発及び減量等事業

(1) イベント等による啓発

ア 相模原ごみ DE71（でない）大作戦

地球温暖化対策や資源循環型社会の形成に向けた取り組みを進めるため、相模原市民のごみ減量作戦として「相模原ごみ DE71（でない）大作戦」を展開し、ごみの減量化・資源化を積極的に推進した。

イベント等	<ul style="list-style-type: none"> 市内の各種イベント等にてイメージキャラクターを利用したごみの減量化・資源化及び4Rの啓発やごみ・資源集積場所での分別指導等を行った。 実施回数：33回 参加者：延べ8,229人
各種講座	<ul style="list-style-type: none"> 小学校など、地域に積極的に出向き、ごみと資源の分け方、出し方のほか、リサイクルの仕組みなどを説明する各種講座等を開催した。 実施回数：106回 参加者：延べ8,761人

イ 市民若葉まつりでの啓発

市民若葉まつりにおいて、分別戦隊シゲンジャー銀河及びレモンちゃんの会場内練り歩き、啓発ブース出展、ごみ収集車の乗車体験、フードドライブを実施している。

実施日：令和5年5月13日（土）、14日（日） 会場：エコパークさがみはら

ウ さがみはら4Rフェア（旧リサイクルフェア）の実施

広く4Rに関する市民意識の向上を図るため「さがみはら4Rフェア」を開催した。（令和3年度まで「リサイクルフェア」として開催）

実施日：令和5年10月15日（日） 会場：アリオ橋本グランドガーデン

※「3R推進月間」（毎年10月）に開催

エ 相模原市ごみ分別アプリ

ごみの減量化・資源化等に関する情報の発信ツールとしてスマートフォン（多機能型携帯電話）向けの「ごみや資源分別に係るアプリケーション」を市内民間業者と協働開発し運用している。

内容	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ分別事典 ごみと資源の出し方・分け方 ごみの減量に向けて 各施設お問い合わせ先 ごみと資源の収集曜日 収集曜日お知らせ機能
供用開始日	平成26年2月26日
協働開発事業者	グッドビー株式会社

(2) 生ごみ処理容器購入費助成事業

家庭から排出される生ごみの減量化・資源化対策として、生ごみを堆肥化または減容化する処理容器を購入し設置する者に対して、コンポスト化容器を平成5年度から、電動式生ごみ処理機を平成11年度から購入費用の一部を助成している。

対 象	市内に居住し、容器を適正に維持管理できる者
助成金額	・ 1台につき購入金額の2分の1以内、限度額2万円 ・ 1世帯につき1台まで、コンポスト化容器は1世帯2台まで

【助成台数】 (単位:台)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
生ごみコンポスト化容器	59	41	58	49	44
電動式生ごみ処理機	81	135	111	140	206
計	140	176	169	189	250

(3) 生ごみ4R推進事業(旧有機性資源活用事業)

生ごみの4R(発生抑制、排出抑制、再利用、再生利用)について、これに関する活動を行う団体等への補助金交付による活動支援や、市民を対象にした講習会の開催、アドバイザー派遣による指導・助言などを通じ、多方面より推進している。

ア 生ごみ4R推進活動補助金(令和5年度末で事業廃止)

生ごみの4Rに取り組む団体等に対して補助金を交付し、その活動を支援している。

対 象	生ごみの4Rを推進する事業又は活動を継続して6月以上行う市内在住の5世帯以上の団体・グループ				
補助金額	・ 事業費の2分の1(千円未満切り捨て) ・ 1団体・グループ5万円を限度				
交付期間	3年間を限度				
助成団体	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	1団体	1団体	0団体	0団体	0団体

イ 生ごみ4Rアドバイザー派遣制度

生ごみ4Rに関する講座等を開催する市、市民、学校等からの依頼に基づき、市に登録した「生ごみ4Rアドバイザー」を講師として派遣している。

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
登録数	5人	3人	3人	4人	4人
派遣回数	2回	1回	1回	7回	10回

・ 段ボール箱を利用した生ごみの堆肥化や食品ロス削減などに係る講習を開催

ウ 食品ロス削減を考える講習会

食品ロス削減をテーマに、外部講師を招致し講演会を開催している。

令和5年度実績 東京家政学院大学名誉教授上村協子氏を講師として招き、相模原チャンネル内にてオンライン講演会を開催した。

エ フードドライブ

食品ロスの削減を目的として、家庭での余剰食品を受け入れ、フードバンクとして活動する団体に提供している。(令和元年10月より実施)

受付場所	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎(資源循環推進課事務室) ・橋本台リサイクルスクエア ・麻溝台リサイクルスクエア ・津久井クリーンセンター(令和3年1月より) ・南区役所区政策課(令和4年11月より) ・麻溝まちづくりセンター(令和6年1月より) 				
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件数(件)	87	219	1,830	1,608	1,305
数量(kg)	248	1,086	2,606	1,914	757

(4) リサイクルスクエア運営事業

粗大ごみの中から再利用ができる家具類を修理・清掃し、希望者に抽選で譲渡することや4Rに関する展示などを通じて、ごみの減量化・資源化に係る意識の啓発を図っている。

		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
橋本台リサイクルスクエア	来場者(人)	15,354	8,569	1,033	8,311	10,172
	出展数(点)	960	800	80	880	960
	応募数(件)	9,890	5,724	730	5,454	6,261
	平均倍率(倍)	10.3	7.2	9.1	6.2	6.5
麻溝台リサイクルスクエア	来場者(人)	12,836	7,424	852	7,297	8,567
	出展数(点)	720	600	60	650	710
	応募数(件)	6,701	4,129	494	3,878	4,523
	平均倍率(倍)	9.3	6.9	8.2	6.0	6.4

※ 来場者数は延べ人数

(5) 廃棄物減量等推進員等

ごみの減量化・資源化等の推進を図るため、法令等に基づき平成5年度から廃棄物減量等代表推進員及び推進員等を設置している。(単位:人)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
廃棄物減量等代表推進員	22	22	22	22	22
廃棄物減量等推進員	590	589	589	589	585
廃棄物減量等推進協力員	9,098	9,097	9,103	9,163	8,334

○ 主な活動

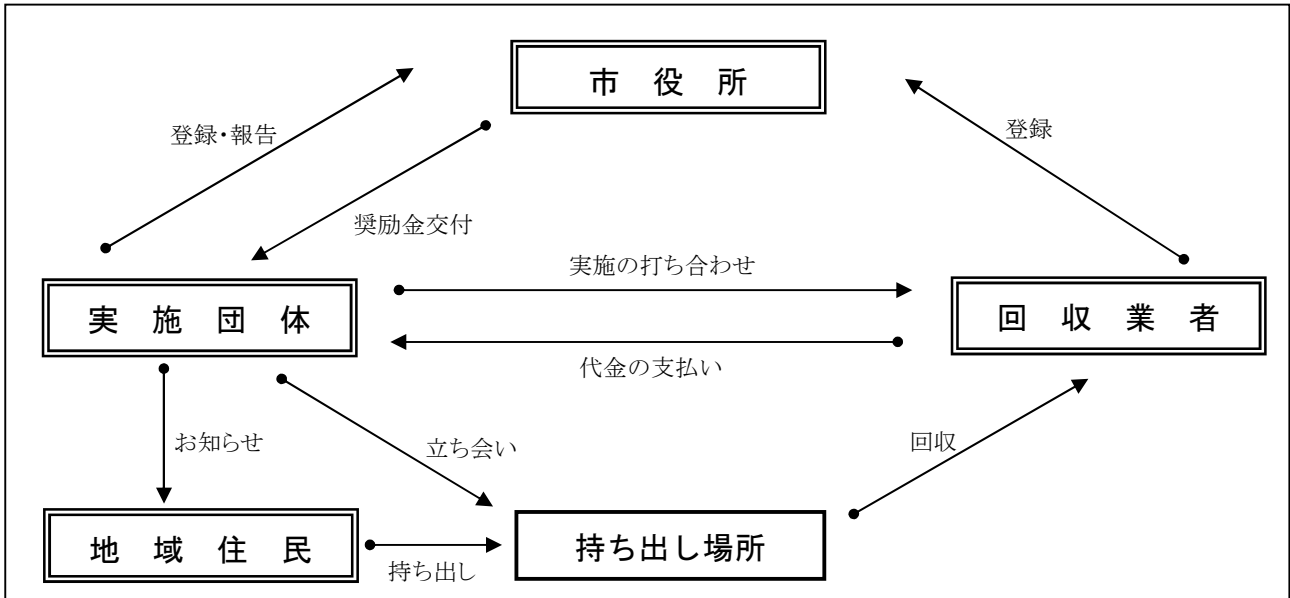
ごみの減量や資源分別回収の推進、ごみ・資源集積場所の清潔保持、ごみ出しルールの指導、不法投棄の防止などの啓発・指導など

2 各種資源回収事業

(1) 集団資源回収事業

地域における各種団体の自主的な資源回収を促進し、ごみの減量化と資源の有効利用を推進するため、「集団資源回収奨励制度」を設け、実施団体に対して回収量1キログラム当たり7円の奨励金を交付している。

【集団資源回収事業のしくみ】



【品目別回収量】

(単位：t)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
びん類	9	6	5	5	5
かん・金物類	148	128	131	132	124
紙類	3,809	2,907	2,786	2,724	2,446
布類	210	172	165	158	149
合計	4,176	3,213	3,087	3,019	2,724

【実施状況等】

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
登録団体数(団体)	312	274	260	262	221
実施回数(回)	3,618	2,970	3,019	2,971	2,799

(2) 資源分別回収事業

相模原地域では、ごみの減量化と資源の有効利用を図るため、昭和 61 年 4 月から、市、市民、事業者の「三者協調」による資源分別回収事業を実施していた。その後、平成 8 年度からは各地区に週 1 回の「資源の日」(回収品目：びん類、かん類、金物類、紙類、布類)を設け、地区自治会連合会と協定を結んだ回収業者が回収していたが、平成 22 年 3 月からは市が契約する委託事業者が回収している。

津久井地域では、すべて直営で回収を行っていたが、平成 19 年 3 月 12 日からびん類、かん類、金物類、ペットボトルを委託化し、平成 21 年 3 月 23 日からは全ての資源を委託事業者が回収している。

なお、委託事業者が回収した資源物は、市が指定する中間処理施設へ搬入され、選別処理後、品目ごとに売却、指定法人へ引渡し、処理委託(廃スプレー缶類の無害化処理業務委託(令和 5 年 10 月開始を含む))により資源化を行っている。

※回収量の実績については、20 ページ「1 ごみ収集量等の推移」を参照。

○資源の持ち去り行為対策

資源の持ち去り行為を禁止し、禁止命令違反について罰則を設けた市条例を平成 22 年 4 月 1 日に施行し、条例に基づいた取り締まりを行っており、平成 24 年 4 月から警察官 O B 2 名を採用してパトロールを実施している。

【資源持ち去り状況】

(単位：件)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
市民からの通報件数	59	36	42	48	45
警告件数(チラシ署名)	0	0	0	0	0
禁止命令書交付件数	0	0	0	0	0
告発件数(送致件数)	0	0	0	0	0
罰金確定件数	0	0	0	0	0

(3) 乾電池回収事業

昭和 59 年度から乾電池に含まれる水銀・亜鉛・マンガン・金属部分などの資源化を図るため、使用済み乾電池を分別回収している。

※回収量の実績については、20 ページ「1 ごみ収集量等の推移」を参照。

(4) 蛍光管・水銀体温計回収事業

平成 13 年度から水銀の適正処理及びガラス等の資源化を図るため、蛍光管・水銀体温計を分別回収している。

回収した蛍光管・水銀体温計は、中間処理施設にて選別後、処理委託業者の指定場所へ搬入している。

※回収量の実績については、20 ページ「1 ごみ収集量等の推移」を参照。

(5) 使用済食用油回収事業

家庭から排出される使用済食用油について、平成 15 年 8 月から一部地域で分別回収のモデル事業を実施し、平成 17 年 10 月からは相模原地域で、平成 21 年 4 月から市内全域で分別回収を実施している。

回収した使用済食用油は、中間処理施設にて選別後、買取り事業者へ売却している。

※回収量の実績については、20 ページ「1 ごみ収集量等の推移」を参照。

(6) ペットボトル等分別回収事業

ごみの減量化・資源化の推進を図るため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、平成 16 年 10 月から市内の一部地域でペットボトル、プラ製容器包装等の分別回収実験を行い、平成 18 年 10 月以降、順次、相模原地域でごみ・資源集積場所から回収し、資源化している。

津久井地域では、平成 13 年 4 月からペットボトルの分別回収を始め、平成 21 年 3 月からプラ製容器包装についても回収を実施している。

回収したペットボトル、プラ製容器包装は、中間処理施設にて選別後、指定法人へ引渡し、処理委託により資源化を行っている。

※回収量の実績については、20 ページ「1 ごみ収集量等の推移」を参照。

(7) 剪定枝資源化事業

循環型社会の構築に向けた取り組みとして、公園樹木や街路樹等、市の公共施設から排出される剪定枝の資源化を実施している。

平成 15 年 1 月から平成 21 年 3 月までは剪定枝資源化施設（旧食肉センター跡地に暫定整備）において実施し、平成 21 年 4 月からは民間事業者へ処理委託をしている。

【搬入量】

(単位：t)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
搬入量	1,822	1,929	1,872	1,511	1,731

(8) 使用済小型家電リサイクル事業

小型家電リサイクル法に基づき、廃棄物の適正な処理及び有用金属等の国内循環による循環型社会の形成を図るため、平成 25 年3月1日から平成 28 年3月 31 日までのモデル事業期間を経て、平成 28 年4月から本格実施し、5月からパソコンの対面回収を実施している。

○ボックス回収拠点：市内 24 箇所

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

公共施設
緑区合同庁舎・城山総合事務所・津久井総合事務所・相模湖総合事務所・藤野総合事務所 橋本台リサイクルスクエア・北清掃工場・北部粗大ごみ受入施設・津久井クリーンセンター 市役所本庁舎・田名まちづくりセンター・上溝まちづくりセンター・南区合同庁舎・麻溝台 リサイクルスクエア・南清掃工場・南部粗大ごみ受入施設・相模台まちづくりセンター・相 武台まちづくりセンター・東林まちづくりセンター・麻溝まちづくりセンター
民間商業施設
ノジマ NEW 城山店・イオン橋本店・ノジマ相模原本店・イオン相模原店

○パソコン対面回収拠点：市内 3 箇所

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

公共施設
橋本台リサイクルスクエア・麻溝台リサイクルスクエア・津久井クリーンセンター

○回収実績

(単位：kg)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
携帯電話・スマートフォン	985	1,116	1,106	1,288	1,924
その他小型家電	74,386	79,771	75,055	71,549	66,722
パソコン	56,368	64,440	52,331	44,022	40,947
合計	131,739	145,327	128,492	116,859	109,593

3 事業系ごみの減量化指導等

(1) 多量排出事業者への個別指導

多量排出事業者（「建築物のうち事業の用に供する部分の延べ床面積が 1,000 m²以上であるものを所有し、又は占有するもの」若しくは「年間 36 t 以上の事業系一般廃棄物を本市のごみ処理施設に搬入するもの」）に対し、郵送等により「減量化等計画書」の提出を依頼するとともに、ごみの減量化・資源化に関する指導を行った。

【減量化等計画書の提出状況】

(単位：者)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
対象事業者	1,238	1,238	1,216	1,209	1,520
提出事業者 (提出率)	1,208 (97.6%)	1,108 (89.5%)	1,173 (96.5%)	1,174 (97.1%)	1,469 (96.6%)

【個別指導の状況】

(単位：件)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事業所	3	15	5	3	9
店舗	5	22	7	6	8
百貨店	0	0	0	0	0
病院	0	3	1	1	1
ホテル	3	13	6	4	8
劇場・娯楽施設	3	12	4	5	4
銀行	1	1	0	0	0
工場	7	21	8	7	11
倉庫	3	14	4	3	3
学校	0	6	3	1	2
複合用途	0	0	0	0	0
保健福祉施設	4	12	1	1	4
その他	1	11	4	4	1
合 計	30	130	43	35	51

※電話による指導を実施した件数

(2) 中小事業者への戸別訪問指導

【戸別訪問指導の状況】

(単位：者)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
市内事業者	2,801	1,682	3,989	3,938	3,573

(3) 事業者への周知・啓発等

事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について指導・啓発するため、本市の取り組みや廃棄物の区分などを掲載したガイドライン等を作成した。

【作成状況（令和5年度）】

	事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン
作成部数	5,500 部
主な配布先	多量排出事業者、食品衛生責任者講習対象事業者、市処理施設

(4) エコショップ等認定制度

平成 19 年度からごみの減量化・資源化の推進に取り組む事業者をエコショップ、エコオフィス、エコ商店街として認定し、認定証とステッカーを交付するとともに、市ホームページで周知を行っている。

また、認定したエコ商店街に対し、ごみの減量化・資源化に向けた活動を支援するため、平成 22 年度から「エコ商店街促進奨励金」を交付している。

【認定状況】

(単位：者)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	殿堂入り
エコショップ	32	29	29	29	29	29
エコオフィス	54(1)	54(1)	54(0)	54(1)	54(1)	44
エコ商店街	0	0	0	0	0	
合計	86(1)	83(1)	83(0)	83(1)	83(1)	73

※ () 内は当該年度新規認定数

※殿堂入りは3回以上の認定更新を経た事業者で内数

※各年度の認定数は、3月31日時点の認定数で算出

※令和5年度をもって新規受付を終了

(5) 事業系ごみの共同排出の取組

一般ごみ夜間収集事業の実施地区などにおいて、商店会等事業者団体が主体となって、収集運搬業者に委託し、事業系ごみを共同で処理している。

【実施地区等】(令和6年4月1日現在)

小田急相模原駅北口・南口地区、神奈川県美容業生活衛生同業組合相模原支部、神奈川県理容生活衛生同業組合さがみ原支部、神奈川県理容生活衛生同業組合相模原南支部、上溝駅周辺地区、相模大野駅北口・南口地区、相模原駅前地区、相模原機械金属工業団地、相武台駅地区、相武台団地商店会、田名清水原工業団地、にこにこ星ふちのべ商店街、西門商店街、二本松地区、峡の原工業団地協同組合、橋本駅北口地区、東林間駅周辺地区及びみなはし商栄会

IV まちの美化活動

1 啓発活動等

(1) きれいなまちづくりの日

「相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例」（ポイ捨て禁止条例）により5月30日を「きれいなまちづくりの日」として制定し、当日を中心に関連した事業を実施している。

ア きれいなまちづくりの日啓発キャンペーン

市ホームページに本キャンペーンのページを開設し、ポイ捨て禁止条例に関連したクイズキャンペーンを行った。

期間：令和5年5月15日（月）～6月30日（金） 応募数：131名

イ 市民地域清掃

私たちのまち“さがみはら”を美しくきれいにするため、きれいなまちづくりの日（5月30日）をはじめ、市民の積極的な参加・協力を得て、各地域で清掃活動を実施した。

内 容	地域における清掃活動の実施
実施日	各地域で実施日を決定して実施
結 果	227自治会で実施（実施率38.8%）

ウ 美化運動推進功労者表彰式

市内における美化運動の推進に功績のあった者を表彰するもの。

平成29年度までは相模原市美化運動推進協議会が実施していたが、平成30年度からは、市表彰として実施している。

実施日	令和5年11月19日（日）
式 典	相模原市美化推進・4R推進関連合同表彰式
表彰者	個人12人、団体8団体

(2) 相模原市美化運動推進協議会

本協議会は、きれいなまちづくりの推進を目的として、昭和37年に設置された団体であり、市は事務局を務め、協議会の構成委員である各種団体と連携し、様々な美化活動に取り組んでいる。

ア 美化ポスター・標語コンクール入賞者表彰式

美化思想の定着化を図るとともに、美化運動への参加と理解の促進のため、市内小中学生を対象に、美化ポスター・美化標語コンクールを実施した。

実施日	令和5年11月19日（日）
式典	相模原市美化推進・4R推進関連合同表彰式
表彰者	美化ポスター 12人、美化標語 6人

イ ごみ収集車へのポスター掲示

「令和5年度美化ポスター・美化標語コンクール」における市内小学校の最優秀賞及び優秀賞受賞作品を、令和5年度に購入したごみ収集車4台（令和6年度から運行）にラッピングした。

ウ フリーマーケット

家庭にある不用品を「ごみ」とせず、必要な人と交換（販売）（＝リユース）することを通じて、市民のごみの発生抑制に寄与し、ひいてはきれいなまちづくりを推進するため、市と共催でフリーマーケットを開催している。

※ 令和5年度は実施を見送った。

(3) 津久井地域不法投棄防止協議会

津久井地域の不法投棄防止に向けた普及啓発活動等を重点的に実施するため、平成22年に設置された。

ア 不法投棄撲滅キャンペーン事業

平成30年度より事業内容を見直し、地域住民が多数集まる地域事業へ参加し、啓発活動を行っている。令和5年度は、津久井地区の「津久井やまびこまつり」で、来場者に対し不法投棄防止の啓発チラシ及び啓発物品の配布を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の観点から参加しなかった。

イ 不法投棄防止普及啓発事業

- (a) 旧4町総合事務所及び津久井クリーンセンターの外壁等に、不法投棄防止啓発横断幕・懸垂幕を掲示し、市民への啓発を図った。

テーマ：「不法投棄をしない・させない・許さない」

内訳：（横断幕3枚、懸垂幕2枚）

掲示場所：津久井クリーンセンター 敷地内フェンス（横断幕）【常時掲出】

城山総合事務所 別館 懸垂幕設置スペース（懸垂幕）

津久井総合事務所 2階ベランダ（横断幕）

相模湖総合事務所 懸垂幕設置スペース（懸垂幕）

藤野総合事務所 敷地内フェンス（横断幕）

掲示期間：令和5年4月1日（土）～令和5年9月29日（金）

（城山総合事務所、津久井総合事務所、藤野総合事務所）

令和5年4月1日（土）～令和5年6月15日（木）

（相模湖総合事務所）

再掲示期間：令和5年9月30日（土）～令和6年3月29日（金）

（城山総合事務所、津久井総合事務所、藤野総合事務所）

令和5年10月2日（月）～令和6年3月29日（金）

（相模湖総合事務所）

- (b) 令和4年度に作成した不法投棄防止のメッセージマグネットを津久井地域の資源及び一般ごみを収集する収集車に掲出し、不法投棄防止等の啓発を図った。

(4) ごみの散乱防止

ア 空き缶等散乱防止重点地区

「相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例」において、空き缶及び吸い殻等の散乱の防止を特に積極的に図る必要があると認める地域を、空き缶等散乱防止重点地区として指定している。

【重点地区指定状況】

橋本駅周辺地区	南北 300m 東西 800m 18.7ha	(合計) 71 ha
相模原駅周辺地区	南北 1,600m 東西 450m 33.4 ha	
相模大野駅周辺地区	南北 450m 東西 700m 18.9 ha	

イ 空き缶等散乱防止重点地区街美化アダプト制度

街美化アダプト制度により重点地区内一部の主要歩行者動線の清掃を実施している。

地 域	活動場所	面 積	活動開始年月日
相模原駅周辺地区	氷川通り	4,851 m ²	平成 16 年 5 月 31 日
	さがみ夢大通りほか	13,299.4 m ²	平成 24 年 4 月 1 日
相模大野駅周辺地区	銀座通りほか	3,020.6 m ²	平成 16 年 8 月 31 日
	女子大通り	780 m ²	平成 24 年 5 月 1 日
	コリドー周辺ほか	4,490 m ²	平成 24 年 5 月 1 日
	市道相模大野（南新町）	3,193.5 m ²	平成 24 年 5 月 1 日

※面積は合意締結した活動内容に基づく。「さがみ夢大通りほか」は重点地区外も含む。

※橋本駅周辺地区（市道橋本駅西口ほか 4,111 m²、平成 17 年 11 月 1 日活動開始）については、活動団体が平成 26 年度をもって解散したため合意を解除。

ウ 美化指導

重点地区 3 地区において、会計年度任用職員 2 名による、ポイ捨て行為に対する巡回指導を実施している。

【美化指導状況（ポイ捨て者指導件数）】

（単位：件）

	R1 年度 (180 日)	R2 年度 (166 日)	R3 年度 (168 日)	R4 年度 (158 日)	R5 年度 (162 日)
橋本駅	15	13	6	7	22
相模原駅	61	25	28	31	38
相模大野駅	2	3	1	0	7
合 計	78	41	35	38	67

エ 啓発活動

各種イベント等での啓発物品の配布や各重点地区の駅頭へ横断幕を掲示するなど、きれいなまちづくりにかかる啓発活動を実施している。

2 不法投棄防止対策

生活環境や自然環境の保全を図る観点から、不法投棄箇所を中心に不法投棄防止パトロールや監視カメラによる監視などを実施している。

(1) 巡回監視

相模原地域については平成8年度、津久井地域については平成19年度から、職員が不法投棄多発箇所等をパトロール車で巡回し、不法投棄の未然防止に努めている。

【実施状況】

(単位：箇所)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
パトロール中の不法投棄物の発見	58	41	16	72	22
市民からの通報箇所の調査	66	68	65	78	58
合計	124	109	81	150	80

(2) 監視カメラ設置状況

【設置台数】

(単位：台)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
設置数	61	61	61	61	61
(うち新設)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)

(3) 不法投棄回収量

(単位：t)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
資源循環グループ所管分	89	87	59	38	41
直営収集	69	65	42	23	27
委託収集	20	22	17	15	14
他部所管分	68	45	54	58	100
合計	157	132	113	96	141

3 市民団体とのパートナーシップによる不法投棄防止対策事業

「不法投棄をしない・させない・許さない」環境づくりを推進するため、日ごろから自主的な不法投棄防止活動を実施する市民団体とパートナーシップ協定を締結し、市民団体自らの活動と市の施策を当該地区へ集中することにより、不法投棄防止対策の更なる充実を図る。

【主な活動内容】

- ・ 散乱ごみの収集
- ・ 監視カメラの設置及び不法投棄防止フェンス周辺の草刈り並びに花植え
- ・ 不法投棄防止パトロール

【協定を締結した市民団体】 12 団体

(令和6年4月1日現在)

団 体 名	地 区
津久井湖の自然を守る会	津久井地区（三ヶ木、青山）
自治会法人 小松自治会	城山地区（広田、川尻）
自治会法人 名倉自治会	藤野地区（名倉）
葉山島自治会	城山地区（葉山島）
自治会法人 吉野自治会連合会	藤野地区（吉野）
クリーン 510 会	城山地区（久保沢、川尻）
増原自治会	相模湖地区（寸沢嵐）
青野原環境美化委員会	津久井地区（青野原）
自治会法人 道志自治会	相模湖地区（寸沢嵐）
和田自治会	藤野地区（佐野川）
自治会法人 京王住宅自治会	藤野地区（牧野）
葦尾根花の会	津久井地区（長竹）

第5章 し尿処理事業

I 概要

相模原地域では、し尿及び浄化槽汚泥の収集を相模台収集事務所で行っており、し尿の定期収集は原則月1回、仮設トイレ等の臨時収集及び浄化槽汚泥の収集は申込により随時行っている。

津久井地域では、し尿の収集は業者へ委託、浄化槽汚泥の収集は許可業者が行っており、し尿の定期収集は原則月1回、仮設トイレ等の臨時収集は津久井クリーンセンターへ直接申込により随時、浄化槽汚泥の収集は許可業者への直接申込により随時行っている。

処分はすべて津久井クリーンセンターで行っており、固液分離処理後、希釈した分離液は下水道へ放流し、脱水汚泥は市のごみ処理施設にて助燃剤として活用している。

II し尿及び浄化槽汚泥等

1 収集・処分体制

(令和6年4月1日現在)

	収集運搬		処分	
	相模原地域	津久井地域	相模原地域	津久井地域
し尿	直営	委託	直営	
浄化槽汚泥		許可		
ディスポーザ汚泥	許可			

2 し尿及び浄化槽汚泥等収集量

(単位：kL)

		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
し尿		2,448	2,387	2,539	2,357	2,492	
	相模原地域		1,208	1,238	1,258	1,126	1,170
		定期	398	371	344	304	303
		臨時	810	867	914	822	867
	津久井地域		1,240	1,149	1,281	1,231	1,322
		定期	1,077	960	1,064	947	994
臨時		163	189	217	284	328	
浄化槽汚泥		24,341	24,993	24,531	24,046	24,198	
	相模原地域	4,667	4,655	4,462	4,654	4,346	
	津久井地域	19,674	20,338	20,069	19,392	19,852	
ディスポーザ汚泥（相模原地域）		136	193	197	235	215	
合計		26,925	27,573	27,267	26,638	26,905	

3 し尿等便槽設置状況

(単位：箇所)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相模原地域	316	298	279	268	247
家庭系	199	178	164	156	140
人頭	155	142	132	126	112
従量	44	36	32	30	28
事業系 (従量)	117	120	115	112	107
津久井地域	1,306	1,297	1,068	1,063	1,036
家庭系	979	964	749	738	713
人頭	402	384	359	345	319
従量	577	580	390	393	394
事業系 (従量)	327	333	319	325	323

※定期収集登録件数で、各年度末現在

4 収集車両の稼働状況

<相模原地域>

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
収集日数 (日)	251	243	242	244	243
延べ稼働台数 (台)	1,311	1,391	1,391	1,378	1,338
し尿	559	563	596	582	577
浄化槽汚泥等	752	828	795	796	761
走行距離数 (km)	124,627	128,141	126,040	123,932	121,670
収集件数 (件)	8,286	7,970	7,811	7,859	7,446
し尿	7,135	6,806	6,728	6,756	6,406
定期	3,310	3,035	2,846	2,692	2,451
臨時	3,825	3,771	3,882	4,064	3,955
浄化槽汚泥等	1,151	1,164	1,083	1,103	1,040
浄化槽汚泥	1,134	1,139	1,059	1,074	1,013
ディスポーザ汚泥	17	25	24	29	27

<津久井地域>

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
収集日数 (日)	264	267	266	267	267
収集件数 (件)	13,355	13,211	12,597	12,037	11,743
し尿	6,881	6,546	6,426	6,289	6,046
定期	6,231	5,838	5,620	5,429	5,120
臨時	650	708	806	860	926
浄化槽汚泥等	6,474	6,665	6,171	5,748	5,697

※稼働日数は、処理施設への搬入日数である。

※浄化槽汚泥の収集件数は、浄化槽清掃補助件数による。

(参考) <津久井地域の委託業者車両保有状況> (令和6年4月1日現在)

	2 t 車	3 t 車	4 t 車	10 t 車	合 計
バキューム車	2 台	9 台	5 台	1 台	17 台

※委託業者数は、城山地区(2業者)、津久井地区(2業者)、相模湖地区(1業者)、藤野地区(1業者)である。

Ⅲ 駅前公衆トイレの設置状況(清掃施設課所管) 16箇所 (令和6年4月1日現在)

名 称	所 在 地	床面積(m ²)	供用開始年月日
橋本駅北口	緑区橋本6丁目5-1	134.96	平成12年2月23日
橋本駅南口	緑区橋本2丁目341-28	41.30	昭和62年12月1日
相模原駅北口	中央区小山3430	50.98	平成10年4月1日
相模原駅南口	中央区相模原1丁目3430-36	55.88	平成9年4月11日
矢部駅北口	中央区矢部新町121-12	48.85	昭和62年4月14日
淵野辺駅北口	中央区淵野辺3丁目2239-15	85.65	平成15年3月30日
淵野辺駅南口	中央区鹿沼台1丁目1994-3	43.49	昭和56年12月25日
古淵駅前	南区古淵2丁目119-26	42.54	平成2年4月17日
相模大野駅北口	南区相模大野3丁目308-2	83.48	平成9年1月8日
相模大野駅南口	南区相模大野8丁目800-1	62.37	平成8年6月11日
東林間駅東口	南区上鶴間7丁目5845-5	17.18	平成11年7月30日
小田急相模原駅北口	南区南台3丁目4	65.34	平成19年12月2日
小田急相模原駅南口	南区松が枝町22-3	39.96	昭和58年3月25日
南橋本駅東口	中央区南橋本2丁目1127-10	45.05	平成20年3月11日
上溝駅前	中央区上溝7丁目3178-14	47.48	平成14年5月10日
原当麻駅東口	南区当麻1279-2	37.01	平成3年5月1日

第6章 廃棄物処理業の許可等

I 一般廃棄物処理業

事業活動に伴い排出される一般廃棄物については、排出する事業者が自ら運搬すること又は市が許可した事業者へ委託して収集運搬することとなっており、これに必要な一般廃棄物の収集運搬業・処分業の許可及び指導を行っている。

また、家庭系の一般廃棄物のうち一時的かつ多量に発生するものの収集運搬を許可業者に委託することができる「家庭系臨時ごみ制度」を令和2年10月から行っている。

なお、一般廃棄物収集運搬業については、現行の体制で適正な処理を継続的かつ安定的に確保できると判断できるため、令和5年4月から原則、新規許可は行っていない。

浄化槽清掃業については、津久井地域において、「浄化槽法」に基づく許可を行っている。

【許可業者数】

(単位：者)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
一般廃棄物処理業	98	98	93	92	91
収集運搬業	96	96	91	90	89
処分業	2	2	2	2	2
浄化槽清掃業	6	6	6	6	6

II 産業廃棄物処理業

1 許可等状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許認可を中心に、産業廃棄物の適正処理の促進に向けた処理業者及び排出事業者への監視や指導を実施している。

【処理業許可状況】(令和5年度)

(単位：者)

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物	合計
収集運搬業(積替え保管なし)	9	3	12
収集運搬業(積替え保管あり)	35	5	40
処分業	40	4	44
処理施設	21	—	21
合計	105	12	117

【処理業許可申請状況】(令和5年度)

(単位：件)

	新規	更新	変更	合計
産業廃棄物収集運搬業	1	9	1	11
積替え保管なし	0	2	0	2
積替え保管あり	1	7	1	9
特別管理産業廃棄物収集運搬業	0	1	1	2
積替え保管なし	0	1	0	1
積替え保管あり	0	0	1	1
産業廃棄物処分業 (特別管理産業廃棄物処分業含む)	1	6	0	7
産業廃棄物処理施設	1	—	1	2
合計	3	16	3	22

【施設許可状況】（令和5年度）

（単位：件）

号番号	施設名	排出事業者	処理業者	合計
1	汚泥の脱水	5	1	6
2	汚泥の乾燥	0	1	1
3	汚泥の焼却	0	3	3
5	廃油の焼却	1	6	7
7	廃プラスチック類の破碎	0	4	4
8	廃プラスチック類の焼却	1	5	6
8-2	木くず・がれきの破碎	0	13	13
9	汚泥のコンクリート固形化	0	1	1
11	シアンの分解	1	1	2
13-2	産業廃棄物の焼却	0	9	9
合計		8	44	52

※1つの施設で複数の産業廃棄物処理施設を兼ねている場合は、それぞれ1施設として計上

2 指導等状況

廃棄物排出事業者及び廃棄物処理業者への立入検査やパトロールによる廃棄物の過剰保管や不法焼却等の不適正処理の改善指導を行っている。

(1) 立入検査・指導

【立入検査等】（令和5年度）

（単位：件）

	立入検査等		
	審査業務	通常立入	合計
排出事業者（場外保管・有害保管）	0	11	11
処理業者	18	159	177
合計	18	170	188

【不利益処分等】（令和5年度）

（単位：件）

	不利益処分等							合計
	指導書/ 指示書	報告の 徴収	改善 勧告	改善 命令	措置 命令	取消 処分	不許可 処分	
排出事業者	1	1	0	0	0	0	0	2
処理業者	7	2	1	1	0	0	0	11
合計	8	3	1	1	0	0	0	13

(2) 不法焼却行為に対する指導件数

（単位：件）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
不法焼却指導	20	32	14	24	11

(3) 苦情・通報等を契機とする事業者指導件数（令和5年度）

（単位：件）

	内 訳				合 計
	不法焼却	廃棄物保管	不法投棄 (行為者)	その他 (行為者)	
排出事業者	5	3	3	8	19
処理業者	2	0	3	3	8
合 計	7	3	6	11	27

(4) ダイオキシン類測定調査の状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、規制対象となる廃棄物焼却炉について、ダイオキシン類の測定調査を実施している。廃棄物焼却施設7施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定を行った結果、全事業所とも規制基準に適合していた。

【ダイオキシン類濃度の測定結果】（令和5年度実績値）

事業者・施設名		市 測定値	市 測定日	事業者 測定値	事業者 測定日	基準
三友プラントサービス(株)	キルン炉	0.022	R5.12.20	0.39	R5.5.16	10
(株)日環	1号炉	0.22	R5.11.7	0.079	R4.11.24	10
(株)エニックス	1号炉	0.38	R6.1.19	0.89	R5.3.28	1
	2号炉	0.33	R5.10.31	0.58	R5.3.29	10
(株)旭商会		1.0	R5.10.25	0.25	R5.2.16	10
セントラル総合サービス(株)		0.13	R5.10.12	0.25	R5.4.21	5
(株)トキオ		0.99	R5.10.23	0.16	R5.3.9	10

※単位：排出ガス・・・ng - TEQ/m³N

Ⅲ 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、分別解体及び再資源化等の指導を行うため、建物解体現場へ建築政策課、環境保全課及び労働基準監督署と立入検査を実施した。

【立入検査の状況】

（単位：件）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
立入検査 (法第43条第1項に基づく立入検査)	4	4	0	9	10

IV 自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき、引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業に対して許可や登録を実施している。

【登録・許可関係・立入検査件数の状況】

	R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度	
	登録業者数 (者)	立入件数 (件)	登録業者数 (者)	立入件数 (件)	登録業者数 (者)	立入件数 (件)	登録業者数 (者)	立入件数 (件)
引取業	132	0	129	0	110	0	111	0
フロン類回収業	29	0	28	0	26	0	27	0
解体業	12	10	11	18	11	15	11	26
破砕業	2	0	2	0	2	1	2	2
合 計	175	10	170	18	149	16	151	28

※引取業及びフロン類回収業は登録、解体業及び破砕業は許可

V PCB廃棄物特別措置法

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を保管する事業者は届出することが義務付けられており、届出の受理や立入検査等を実施している。

【PCB廃棄物の保管状況（代表的な保管機器）】

		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
保管届出者数（者）		158	143	199	169	132
高濃度機器	高圧トランス（台）	0	15	5	0	0
	高圧コンデンサ（台）	81	140	111	3	1
	安定器（台）	6,183	7,019	5,306	4,858	764
	合 計	6,264	7,174	5,422	4,861	765

※前年度末の保管状況を翌年度6月30日までに届け出たもの

※重量で管理している事業者の安定器を除く。

※安定器については安定器から分解したコンデンサーも含めた台数

1 立入検査

処理期限の近い高濃度PCB廃棄物を保管している事業者について、立入検査を実施し、保管状況及び処分計画等を確認した。

【立入検査の状況】

(単位：件)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
立入件数	30	32	75	20	36

2 PCB処理施設

市内の高濃度PCB廃棄物（安定器及び汚染物等）は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道PCB処理事業所（北海道室蘭市仲町）で処理を行っている。また、低濃度PCB廃棄物は、環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っている。

VI 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例」に基づく届出等

廃棄物の不適正処理を防止することにより、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、良好な生活環境を保全するために「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例」に基づき、大規模な事案に発展する可能性のある産業廃棄物の処理対策をより一層充実させるため各種届出の受理や立入検査等を実施している。

【産業廃棄物の事業場外保管場所の届出状況】

(単位：箇所)

項目	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	法	条例	法	条例	法	条例	法	条例	法	条例
事業場外 保管場所数	20	3	19	3	20	3	20	4	22	3

【産業廃棄物の処理に係る行政処分に伴う公表等の件数】

(単位：件)

項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
行政処分公表	10	1	1	0	1
土地所有者等からの通報受理 (事業場外保管)	0	0	0	0	0
合計	10	1	1	0	1

第7章 沿革

I 清掃事業の沿革

<ごみの沿革>

昭和 29 年 4 月 1 日の「清掃法」制定（同年 7 月 1 日施行）に伴い、旧相模原市においても昭和 30 年 2 月 7 日に「清掃条例」を制定（同年 4 月 1 日施行）し、市清掃事業として、ごみ収集事業を開始した。（以前は特定地域に汚物清掃班があった。）しかし、当時はまだ限られた地区の希望者のみを対象に、有料で行っていた。

昭和 38 年度に 180t/日の焼却処理施設第 1 号が古淵に完成した。そして、昭和 40 年に市民から排出されるごみについてのみ処理手数料の無料化を図った。さらに、昭和 45 年に下九沢地内に 180t/日の焼却処理施設第 2 号を建設、昭和 48 年には、同敷地内に粗大ごみ処理施設 75t/日（5 時間）を建設した。しかし、昭和 38 年度に古淵に建設した焼却処理施設は、老朽化が激しく昭和 51 年 3 月末に廃止し、北清掃事業所（当時）の処理施設 180 t/日と麻溝台埋立処分地への処分及び他市の処理施設へ委託し処理をしていた。

こうした中、増え続けるごみを衛生的に処理するため、昭和 52 年度から昭和 55 年度の継続事業として麻溝台地内に 600t/日の焼却処理施設として南清掃工場を建設するとともに、昭和 62 年 3 月末には、老朽化が進んだ北清掃事業所（当時）の焼却処理施設を廃止した。

また、将来の増加するごみ量を適正に処理するため、「ごみ処理施設整備計画」（昭和 61 年度策定）に基づき、昭和 63 年度に北清掃工場（450t/日）の建設に着工するとともに、平成元年度は粗大ごみ処理施設 85t/日（5 時間）の建設にも着工し、それぞれ平成 3 年度に完成・稼働している。

都市化の進展とともに粗大ごみの収集については、ステーションの確保等が難しくなり、平成 5 年 4 月から戸別収集を開始した。

平成 3 年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の大幅な改正を受け、平成 4 年 12 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正を行った（平成 5 年 4 月 1 日施行）。この条例改正により、平成 5 年 7 月に廃棄物減量等推進審議会の設置や廃棄物減量等推進員・協力員制度が発足した。さらに、平成 6 年 10 月には、一般廃棄物処理基本計画を策定した。

平成 7 年度から収集車両の更新にあわせ、環境保全の視点から低公害のごみ収集車である L P G 車を導入し、平成 14 年度から天然ガス車を導入した。

不法投棄の防止を図るため、平成 8 年 4 月から不法投棄多発箇所のパトロール等を実施し、さらに、まちの美化の推進を図るため、平成 10 年 4 月に、「ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例（ポイ捨て禁止条例）」を施行し、ごみの散乱防止対策を進めた。

ごみの減量化・資源化を推進し、収集作業時の安全確保を図るため、平成 9 年 4 月からごみ収集袋の透明・半透明化を実施し、また、市民サービスの向上を図るため、平成 10 年 4 月からごみの祝日収集及び資源の祝日回収を実施している。

平成 14 年 3 月には、「相模原市新一般廃棄物処理基本計画」を策定した。

ごみの減量化・資源化をより一層進めるため、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装について、平成 16 年 10 月から一部地域での分別回収実験を行い、平成 18 年 10 月及び同年 12 月に旧相模原市域全域でごみ集積場所からの分別回収を実施している。

一般廃棄物最終処分場については、昭和 53 年度に第 1 期整備地の整備工事を行い、昭和 54 年度から供用開始した。平成 19 年度に埋立てが完了し、その後、2 年間かけて最終覆土工事を実施した。

第2期整備地は、平成16年度から19年度まで整備工事を実施し、平成20年度から供用を開始した。

津久井クリーンセンターについては、施設の老朽化や望ましい施設配置への対応に向けて、平成20年度から再整備事業に着手している。

平成20年3月には、津久井地域との合併等により、廃棄物行政を取り巻く環境が大きく変化したことから、「相模原市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、基本理念「ともにつくる資源循環型都市さがみはら」の実現を目指している。

南清掃工場について、焼却炉本体等基幹的設備の老朽化に加え、一般ごみのごみ質の変化や環境負荷の低減などに対応するため、平成18年度から平成21年度の継続事業として、建替工事に着手し、平成22年3月に竣工した。南清掃工場の竣工に伴い、平成22年1月に津久井クリーンセンターごみ焼却発電施設を廃止（焼却終了）し、ごみ中継施設として運用を開始した。

平成22年3月から、1人1日当たりの家庭ごみ排出量を500グラム以下とするため、「地球環境を守るレモン1個分のスリム」をキャッチフレーズとし、1人1日当たりの家庭ごみの排出量を約100グラム（レモン1個分）減量できるように行動する「相模原ごみDE71（でない）大作戦」を展開している。

「相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」について市民、事業者、市が一体となって廃棄物の減量化・資源化をより一層推進するため、それぞれの取組の明確化、資源の持ち去り行為の禁止、事業系一般廃棄物の減量化・資源化の促進及び産業廃棄物の不適正処理防止対策を追加するなどの条例改正を行い、条例の名称を「相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例」とし、平成22年4月に施行した。

平成22年4月から事業系ごみの減量化・資源化を促進するため、清掃工場に搬入される事業系ごみの検査、指導体制を強化するとともに、事業系ごみの排出量を平成27年度までに20パーセント削減（平成12年度比）することを目標とした「事業系cut20さがみはら」の展開を開始し、7月には事業系ごみの産業廃棄物、資源等の混入防止対策のため、自走式搬入物検査機（通称「ファイナルキーパー」）を2台（南・北清掃工場）導入した。

南清掃工場から排出される灰から熔融スラグを生成し、公共事業への活用を図ることにより相模原市一般廃棄物最終処分場の延命化を促進するため、熔融スラグのJIS認証（JISA5032）を平成23年1月に取得した。

平成23年度の収集車両の更新にあわせ、低公害車であるハイブリッド型ごみ収集車を導入し、車体には、相模原市の資源分別のキャラクター『分別戦隊シゲンジャー銀河』とごみ減量のキャラクター『レモンちゃん』を塗装し、ごみ減量作戦「相模原ごみDE71（でない）大作戦」の普及活動を実施している。

平成24年3月には、「相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例（ポイ捨て禁止条例）」について、市民との協働によるきれいなまちづくりに関する施策の充実や条例施行後、10年以上が経過したことによる状況の変化、「相模原市路上喫煙の防止に関する条例」の施行に対応するため、毎年5月30日を「きれいなまちづくりの日」として定め、歩行中の喫煙の制限等に関する規定の削除などの改正を行い、条例の名称を「相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例」とし、平成24年10月に施行した。

また、平成25年3月には相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定を行うとともに、有用金属等の資源の有効な利用の確保、廃棄物の適正な処理を目的として、使用済小型家電リサイクルのモデル事業を開始し、平成28年4月からは本格実施している。

平成26年には、ごみの減量化・資源化に係るより広範な周知を図るため、2月に「相模原市ごみ分別アプリ」の供用を開始し、3月に「ごみと資源の日程・出し方カレンダー版」を全戸配布した。

平成 28 年 10 月に一般ごみの収集回数を週 3 回から週 2 回に変更し、市民周知のため「ごみと資源の日程・出し方」の全戸配布や集積場所の看板張替等を実施した。

平成 29 年 4 月に南清掃工場敷地内に整備した南部粗大ごみ受入施設と麻溝台リサイクルスクエアが開館し、9 月には施設延命化のため北清掃工場基幹的設備等改良工事に着手した。

平成 31 年 3 月に、「第 3 次相模原市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。

令和元年 10 月から「食品ロス削減」で市内循環に向けたフードドライブの取組として市役所本庁舎（資源循環推進課事務室）、橋本台リサイクルスクエア、麻溝台リサイクルスクエアの 3 か所を受け入れ窓口として設置した。

令和元年 10 月 12 日に発生した令和元年東日本台風（台風 19 号）で津久井地域において土砂崩れ等の甚大な被害を受けたため、災害廃棄物の仮置場を津久井クリーンセンター内に設置するとともに、青野原グラウンドを土砂仮置場として、受け入れを行った（令和 3 年 2 月閉鎖）。

また、被災者支援として、津久井地域（城山地区を除く）の災害廃棄物の個別収集、リユース家具の無償譲渡を行った。

被災した家屋については、「半壊以上の家屋」を対象に公費解体を進めた。

令和 2 年 10 月から、家庭系の一般廃棄物のうち一時的かつ多量に発生するものの収集運搬を許可業者に委託することができる「家庭系臨時ごみ制度」を開始した。

令和 3 年 3 月に、北清掃工場基幹的設備等改良工事が完了した。

令和 3 年 5 月に、「相模原市次期一般廃棄物最終処分場基本構想」を策定した。

令和 3 年 7 月に、「相模原市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会」へ「次期一般廃棄物最終処分場の候補地」について諮問を行い、令和 4 年 3 月に 4 箇所の候補地について答申を受けた。

令和 4 年 10 月に、例年「3 R 推進月間」のイベントとして開催していた「相模原市リサイクルフェア」を、「さがみはら 4 R フェア」にリニューアルし開催した。

また、令和 5 年 2 月には、家電 4 品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）を含む使用済み家電のリサイクルを促進するとともに、市民サービスの向上を図るため、リネットジャパンリサイクル株式会社及び S G ムービング株式会社と連携・協力に関する協定を締結し、家電 4 品目を含む使用済み家電を自宅から回収するサービスを開始した。

令和 5 年 10 月からスプレー缶やカセットボンベ排出時の穴あけを不要とした。

令和 6 年 3 月には、「第 3 次相模原市一般廃棄物処理基本計画」を改定するとともに、「食品ロス削減推進計画」を本計画に内包する形で位置付けた。また、令和 5 年 12 月から令和 6 年 1 月まで募集した一般廃棄物最終処分場の愛称について、「シゲンジャーパーク」に決定した。

<し尿の沿革>

昭和 30 年に制定した清掃条例に基づき、し尿等収集運搬業者を許可制とするとともに、手数料・処分方法等を明確化した。

当時の処分方法は、農地還元を基本に行われていたが、人口増加とともに宅地開発が進むにつれ、臭気等の問題が生じたため、昭和 37 年 11 月 30 日に消化方式による 90kL/日のし尿処理施設を古淵に建設し、収集運搬は業者、処分は市の施設で行うようになった。

その後、料金の不統一をはじめとした市民サービスの低下等の課題に対応するため、市が半額出資し、残る半額を 7 業者が出資して昭和 40 年 5 月 25 日「(株)相模原清掃公社」を設立した。昭和 58 年 3 月 31 日に同公社は解散し、4 月以降は市の業務として行っている。

処理施設は、昭和 30 年代後半からの人口急増により昭和 40 年に 70 kL / 日、44 年に 100 kL / 日、46 年に 100 kL / 日、昭和 52 年に 200 kL / 日を増設した。昭和 56 年 8 月、既設プラントの新・旧 100 kL / 日を汚泥専用施設 250 kL / 日に改造した。

昭和 42 年度から進められてきた公共下水道整備事業の進捗により、処理量は逡減し、昭和 58 年 5 月に 90 kL / 日、平成 10 年 7 月に 70 kL / 日の処理施設を廃止し、それ以後、し尿 200 kL / 日及び浄化槽汚泥 250 kL / 日、計 450 kL / 日の処理能力で処理してきた。

平成 10 年度からは、処理施設内で行っていた脱水汚泥の焼却処理を南・北清掃工場に移行し、平成 12 年度には 200 kL / 日、250 kL / 日系統の 2 系統処理を 1 系統処理にするための工事を実施した。平成 13 年 5 月に 250 kL / 日の処理施設を廃止し、平成 18 年 2 月に同処理施設を解体撤去した。

平成 19 年度に策定した「津久井クリーンセンター再配置プラン」において、し尿及び浄化槽汚泥の処理を津久井クリーンセンターに一元化することとした。平成 24 年度から平成 27 年度の継続事業として、津久井クリーンセンターし尿処理施設を建替整備したことにより、平成 27 年 9 月 30 日に東清掃事業所を閉鎖した。

平成 28 年 3 月に津久井クリーンセンターに固液分離方式によるし尿処理施設(処理能力 89 kL / 日)を竣工した。

平成 28 年 4 月にディスポーザ汚泥収集運搬を許可制に移行した。

< 沿革 >

	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
昭和 24 年	・市内 3 地区（橋本、大野、上溝）で各戸収集を始める。《11 月》		
昭和 29 年			・清掃法施行。《7 月》 ・相模原市制施行。《11 月》
昭和 30 年	・特別清掃地区を指定（橋本、大野、上溝、相模大野）。月 1～2 回収集（有料）	・くみ取り業許可制となる。《2 月》	・清掃条例施行。《4 月》
昭和 37 年	・収集車両(ダンプ 4 台)を購入。《4 月》	・処理場（90 kL/日、消化処理方式）が完成。 ・収集、運搬は民間許可業者、処分は市で行う。	
昭和 38 年	・容器による持ち出し法の実験。《11 月》		
昭和 39 年	・焼却処理施設（東部清掃事業所）が完成（180 t/日）。《3 月》 ・収集車両（機械車 4 台）を購入。《4 月》 ・容器持ち出しの実施、週 1 回収集。対象世帯 2 万。《6 月》 ・収集回数が週 2 回となる。《8 月》	・くみ取り方法を改正（市へ申し込み、民間許可業者が定期収集する。）	
昭和 40 年	・市内全域が収集の対象となる。《4 月》 ・ごみ処理手数料無料化。《4 月》	・くみ取り 7 業者と市が半額ずつ出資して株式会社相模原清掃公社を設立。資本金 1,000 万円。《5 月》 ・処理場に高速酸化処理方式による 70kL/日施設を増設。《10 月》	
昭和 42 年			・公共下水道事業開始。《4 月》
昭和 44 年		・東部清掃事業所に 100kL/日（酸化処理方式）の処理施設を増設。《8 月》	・清掃課設置。《7 月》
昭和 45 年	・焼却処理施設（北部清掃事業所、180 t/日）が完成。《5 月》 ・紙袋による収集実験。《11 月》		・市街化区域と市街化調整区域が決まる。《6 月》
昭和 46 年	・紙袋収集を実施（中央、相模台地区）。《7 月》	・東部清掃事業所に処理施設（100kL/日、酸化処理方式）を増設。処理能力の合計 360kL/日。《7 月》	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行。《9 月》
昭和 47 年	・紙袋収集を実施（橋本、大野南、相模台地区）。《6 月》 ・粗大ごみ収集を開始（大野北地区）、清掃公社に委託（年 1 回収集、収集量 763 t）。《7 月》		・廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行。《4 月》
昭和 48 年	・北部清掃事業所に粗大ごみ処理施設(75 t/日)が完成。《3 月》 ・粗大ごみ収集が年 2 回となる。《4 月》 ・紙袋収集を全市で実施。同時に収集回数も全市で週 3 回となる。《7 月》		・清掃部設置。当時の課所は、清掃管理課、清掃施設課、東部清掃事業所、北部清掃事業所。《7 月》

	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
昭和 50 年	<ul style="list-style-type: none"> 相模原小売酒販組合と日本山村硝子㈱の協力で空き瓶回収を開始。《2月》 焼却処理分の一部を東京多摩清掃工場に依頼。《5月》 		
昭和 51 年	<ul style="list-style-type: none"> 東部清掃事業所のごみ処理施設老朽化のため廃止。《3月》 麻溝台収集事務所を設置。《3月》 一部地域でごみの分別収集を開始。《10月》 		<ul style="list-style-type: none"> 清掃部内に新清掃事業所建設事務所を新設。
昭和 52 年		<ul style="list-style-type: none"> 東部清掃事業所に処理施設（200kL/日、高速酸化処理方式）を増設。《11月》 	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革により清掃管理課を清掃総務課と清掃業務課に分離し、清掃施設課と新清掃事業所建設事務所を清掃建設課に統合。《8月》
昭和 53 年	<ul style="list-style-type: none"> 新焼却処理施設建設に着工。《5月》 		
昭和 54 年	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物最終処分場（第1期整備地）供用開始。《4月》 集団資源回収奨励制度開始。《5月》 		
昭和 55 年	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ収集が年3回となる。《4月》 南清掃工場(新焼却処理施設)の試運転開始。《7月》 第1回清掃週間を行う。《9月》 麻溝台収集事務所を南清掃工場敷地内へ移転。《9月》 南清掃工場本稼働開始。《12月》 		<ul style="list-style-type: none"> 名称変更。清掃建設課→清掃施設課、東部清掃事業所→東清掃事業所、北部清掃事業所→北清掃事業所
昭和 56 年		<ul style="list-style-type: none"> 東清掃事業所処理施設を改造する（100kL/日施設2基を250kL/日に）。また、90kL/日施設を休止にする。処理能力の合計520kL/日。《8月》 	
昭和 57 年	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ収集を市内二分割して業者委託する。《4月》 		
昭和 58 年	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物最終処分場汚水処理施設が稼働。《1月》 粗大ごみ収集が年4回となる。《4月》 	<ul style="list-style-type: none"> (株)相模原清掃公社を解散し、し尿収集業務と浄化槽清掃業務を市が実施。《4月》 東清掃事業所の90kL/日処理施設廃止。《5月》 	<ul style="list-style-type: none"> 相模台収集事務所を設置。《4月》 南清掃工場の余熱利用施設として市民健康文化センターがオープン。《11月》

	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
昭和 59 年	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み乾電池の分別収集を開始。《3月》 ・粗大ごみ収集が年5回となる。《4月》 ・収集用ごみ袋の無料配布廃止。《4月》 ・不用品リサイクル市を開く。《9月》 		
昭和 60 年	<ul style="list-style-type: none"> ・資源分別回収事業一部地域で実施。《8月》 		
昭和 61 年	<ul style="list-style-type: none"> ・資源分別回収事業市内全域で実施。《4月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・組織及び名称の変更。清掃部→環境部。清掃総務課・清掃業務課→清掃総務課。また、環境保全課を加える。《4月》
昭和 62 年	<ul style="list-style-type: none"> ・北清掃事業所のごみ焼却処理施設老朽化のため廃止。《3月》 ・粗大ごみ収集が年6回となる。《4月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理水の公共下水道放流開始。《10月》 	
昭和 63 年	<ul style="list-style-type: none"> ・北清掃工場建設に着工。《7月》 ・リサイクルフェアの開催（南清掃工場）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東清掃事業所の 70 kL/日処理施設休止。《3月》 	
平成元年	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ処理施設建設に着工。《9月》 ・奨励金制度の一部改正（基本額の増額及び従量制の導入）。《10月》 		
平成 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ問題懇話会を設置。《6月》 		
平成 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ・一部地域がごみ収集の曜日変更を行う。《4月》 ・北清掃工場の試運転開始。《7月》 ・粗大ごみ処理施設本稼働開始。《8月》 ・ごみ収集区域変更。《8月》 ・牛乳パック回収開始。《9月》 ・家庭用生ごみ処理容器モニター(100基)の実施。《10月》 ・北清掃工場本稼働開始。《12月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・名称変更。北清掃事業所→橋本台収集事務所。《7月》 ・再生資源の利用の促進に関する法律施行。《10月》
平成 4 年	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止キャンペーン事業の実施。《9月》 ・リサイクルシンボルマーク制定。《10月》 ・一般廃棄物の処理に関する実績及び減量化等に関する計画書の提出(対象は一定規模以上の事業者)を定める。《12月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・全国都市緑化かながわフェア開催。《10～11月》

	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
平成 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみの収集が戸別収集方式に変更。《4月》 ・生ごみコンポスト化容器購入助成制度開始。《7月》 ・橋本台リサイクルスクエア開設。《11月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・環境部が環境事業部と環境保全部に分離。環境保全部のみ環境保全部へ。環境事業部にはリサイクル推進室を新設。 ・相模原市廃棄物減量等推進審議会の設置。 ・相模原市廃棄物減量等推進員制度を発足。
平成 6 年	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみの収集に併せ、フロン回収を開始。《4月》 ・橋本台リサイクルスクエア改修工事。《6～10月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・(第1次) 相模原市一般廃棄物処理基本計画を策定。《10月》
平成 7 年	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物最終処分場第1期整備工事実施(平成6,7年度継続事業)。 ・ごみ収集車にLPG車を導入。《8月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法施行。《12月》
平成 8 年	<ul style="list-style-type: none"> ・資源分別回収を週1回の「資源の日」とし、全品目同日回収に変更。 ・不法投棄巡回監視員を配置した。《4月》 		
平成 9 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集用袋等の透明化を実施。《4月》 ・紙パックを資源分別回収品目に追加。 		
平成 10 年	<ul style="list-style-type: none"> ・南清掃工場ダイオキシン類排出量削減対策工事実施。 ・北清掃工場売電改修工事及び北市民健康文化センターへの送電接続工事実施。 ・ごみ、資源の祝日収集を開始。《4月》 ・南部地区でリサイクル品展示事業を実施(市民健康文化センター)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東清掃事業所の70kL/日処理施設廃止。《7月》 ・脱水汚泥の焼却を南・北清掃工場に移行。《8月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例を施行。《4月》
平成 11 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルの店頭回収開始。 ・電動式生ごみ処理器の助成開始。 		<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進室をリサイクル推進課に組織変更。 ・清掃総務課業務第二係を相模台収集事務所に統合。 ・北清掃工場の余熱利用施設として北市民健康文化センターがオープン。《5月》

	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
平成 12 年	<ul style="list-style-type: none"> ・白色トレイの店頭回収開始。 ・粗大ごみ受付電算システム導入。《1月》 ・南清掃工場売電改修工事実施。 ・北清掃工場一酸化炭素削減対策工事実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東清掃事業所の二系統（200kL/日、250kL/日）処理の一元化工事実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進課をごみ減量推進課に組織変更。 ・保健所設置市移行に伴い、清掃総務課内に「廃棄物指導室」を設置。 ・容器包装リサイクル法完全施行。《4月》
平成 13 年	<ul style="list-style-type: none"> ・廃蛍光管、水銀体温計の分別回収を開始。《4月》 ・北部、南部粗大ごみ受入施設を開設。《4月》 ・粗大ごみ受付業務の新システムの本格実施。《4月》 ・粗大ごみ戸別有料制開始。《7月》 ・不法投棄監視カメラの設置開始。《7月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・東清掃事業所の250kL/日処理施設を廃止。《5月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物指導室から廃棄物指導課に組織変更。《4月》 ・家電リサイクル法完全施行。《4月》 ・食品リサイクル法完全施行。《5月》
平成 14 年	<ul style="list-style-type: none"> ・新磯野リサイクルスクエア開設。《4月》 ・粗大ごみ受入施設の祝日受入開始。 ・ペットボトル回収車にLPG車を導入。《9月》 ・大型生ごみ処理器導入モデル事業（勝坂東自治会）開始。《平成14年11月から平成19年10月まで》 		<ul style="list-style-type: none"> ・（第1次）相模原市新一般廃棄物処理基本計画の改定。《3月》 ・建設リサイクル法完全施行。《5月》
平成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝資源化施設開設。《1月》 ・使用済食用油回収モデル事業開始。《8月》 ・一般ごみ夜間収集モデル事業開始。《9月》 ・大型生ごみ処理器導入モデル事業（相模台ハイツ）開始。《平成15年12月から平成20年11月まで》 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集車にLPG車を導入。《9月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車リサイクル法一部施行。《1月》 ・資源の有効な利用の促進に関する法律に基づくパソコンリサイクル制度の開始。《10月》
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみとしてのパソコンの取扱いを廃止。《6月》 ・ペットボトル等分別回収準備事業開始。《10月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・さがみはら・ごみダイエットプラン策定。《3月》 ・事業系ごみ対策課を設置。《4月》
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物最終処分場（第2期整備地）整備工事着手。《2月》 ・北部粗大ごみ受入施設の移転。《3月》 ・使用済食用油の分別回収を市内全域で実施。《10月》 		

	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ・麻溝台収集事務所を移転。《3月》 ・橋本台リサイクルスクエアの移転。《4月》 ・資源リサイクルステーションの設置。《8月》 ・ごみの減量化・資源化の普及啓発キャラクター（分別戦隊シゲンジャー銀河）の制定。《8月》 ・（仮称）新南清掃工場建設に着手。《9月》 ・ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装のステーション収集開始。《10月以降順次》 	<ul style="list-style-type: none"> ・東清掃事業所の 250kL/日処理施設を解体撤去。《2月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 3 月 20 日、津久井町、相模湖町と合併により、津久井クリーンセンターを設置。 ・城山町及び藤野町の一般廃棄物処理の事務委託を受ける。《3月》
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> ・津久井地域の不燃ごみ、粗大ごみ等収集運搬業務を委託し、津久井クリーンセンター収集第二係を廃止。《3月》 ・空きびん回収事業終了。《3月》 ・バイオディーゼル燃料によるごみ収集車走行実証実験開始。《5月》 ・エコショップ等認定制度を開始。《6月》 ・事業系生ごみ処理器設置モデル事業開始。《12月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・津久井地域において浄化槽清掃補助事業を開始。《4月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 3 月 11 日、城山町、藤野町と合併。 ・組織改正により環境経済局を設置し、環境事業部が資源循環部に、清掃総務課が廃棄物政策課に、ごみ減量推進課が資源循環推進課及び家庭ごみ減量課に変更。《4月》
平成 20 年	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物最終処分場（第 2 期整備地）竣工。《3月》埋立開始。《4月》 ・津久井地域で、不法投棄防止パートナーシップ事業の開始。《8月》 ・一般廃棄物最終処分場（第 1 期整備地）覆土整備工事着工。《9月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・（第 2 次）相模原市一般廃棄物処理基本計画の策定。《3月》
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> ・津久井地域の分別区分を相模原地域の分別区分と統合し、収集業務を委託《3月》 ・津久井クリーンセンター旧焼却施設の廃止《8月》及び解体工事着工。《9月》 ・旧南清掃工場の廃止。《9月》 ・南清掃工場試運転開始。《10月》 		
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物最終処分場（第 1 期整備地）覆土整備工事完了。《1月》 ・津久井クリーンセンターごみ焼却発電施設を廃止し、ごみ中継施設として改修。《1月》 ・南清掃工場竣工。《3月》 ・三者協調方式により実施していた資源分別回収を収集運搬と中間処理に分け、委託方式による回収を開始。《3月》 ・「ごみ DE 7 1 大作戦」開始。《3月》 ・「事業系 cut20 さがみはら」開始。《4月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・政令指定都市に移行。《4月》 ・組織改正により家庭ごみ減量課及び事業系ごみ対策課を資源循環推進課及び廃棄物指導課に統合。また、麻溝台・橋本台収集事務所を麻溝台・橋本台環境事業所に名称変更。《4月》

	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「相模原市エコ商店街促進奨励金交付要綱」施行。《4月》 ・事業系ごみの産廃、資源等の混入防止のため、自走式搬入物検査機（通称「ファイナルキーパー」）を2台（南・北清掃工場）導入。《7月》 ・ごみ・資源集積場所からの資源物の持ち去り行為を罰則化。《7月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・「相模原市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等の推進に関する条例」施行。《4月》
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ・熔融スラグの J I S 認証(JISA5032)を取得。《1月》 ・「家庭ごみ分別辞典」を発行し全戸配布。《2月》 ・コンクリートブロック等の処理困難物の一部を北清掃工場へ受入を開始。《3月》 ・金物類（分別した傘など）、布類（バッグ、ダウンジャケットなど）を資源に追加。《3月》 ・粗大ごみふれあい収集開始。《9月》 ・ごみ収集車にハイブリット車を導入。《9月》 ・相模原地域の一般ごみ収集の一部民間委託開始。《10月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災。《3月11日》
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル・白色トレイ拠点回収事業終了。《3月》※ただし、公共施設は継続。 ・旧南清掃工場解体工事着工。《9月》 ・一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事着工。《12月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・津久井クリーンセンターし尿処理施設建設工事着工。《12月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・「相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例」施行。《10月》
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済小型家電リサイクル事業（モデル事業）を開始。 《平成 25 年 3 月から平成 28 年 3 月まで》 ・熔融スラグの出荷開始。《4月》 ・相模原地域の一般ごみ収集の一部民間委託の拡大。《10月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・（第2次）相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定。《3月》 ・小型家電リサイクル法施行。《4月》
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「相模原市ごみ分別アプリ」（スマートフォン用アプリケーション）供用開始。《2月》 ・「市制施行 60 周年記念第 9 回 3 R 推進全国大会」開催。《10月》 ・「ごみと資源の日程・出し方カレンダー」を発行し全戸配布。《3月》 		

	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事竣工。《2月》 ・新磯野リサイクルスクエアの閉鎖。《3月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・津久井クリーンセンターし尿処理施設試運転開始。《6月》 ・東清掃事業所の閉鎖。《9月》 	
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済小型家電リサイクル事業を本格実施。《4月》 ・使用済小型家電としてのパソコンの対面回収を開始。《5月》 ・「ごみと資源の日程・出し方」を全戸配布。《8月～9月》 ・ソーシャルメディア（ツイッター）による情報発信を開始。《9月》 ・一般ごみの収集回数を週2回に変更。《10月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・津久井クリーンセンターし尿処理施設竣工。《3月》 ・ディスプレイ汚泥収集運搬を許可制に移行。《4月》 	
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオディーゼル燃料推進事業を終了。《3月》 ・麻溝台リサイクルスクエア開館。《4月》 ・南部粗大ごみ受入施設移転。《4月》 ・北清掃工場基幹的設備等改良工事に着手。《9月》 	<ul style="list-style-type: none"> ・津久井クリーンセンターし尿処理施設取水配管布設替工事実施。 	
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ・分別戦隊シゲンジャー銀河 LINE スタンプ開始。《12月》 		
平成 31 年 令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原地域の一般ごみ収集の一部民間委託の拡大。《10月》 ・フードドライブ食品の常時受入を開始。《10月》 		<ul style="list-style-type: none"> ・第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画の策定。《3月》 ・食品ロス削減推進法施行。《10月》 ・令和元年東日本台風。《10月12日》
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系臨時ごみ制度を開始。《10月》 ・動物の死体及び 100kg 未満の一般ごみの直接搬入を有料化。《10月》 ・スプリング付きベッドマットレス1個につき手数料を加算。《10月》 		

	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	一般
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> 北清掃工場基幹的設備等改良工事完了。《3月》 		<ul style="list-style-type: none"> 相模原市次期一般廃棄物最終処分場基本構想の策定。《5月》
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> 各粗大ごみ受入施設、津久井クリーンセンターでキャッシュレス決済の導入。《2・3月》 「相模原市リサイクルフェア」を「さがみはら4Rフェア」にリニューアルし開催。《10月》 		<ul style="list-style-type: none"> 相模原市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定審議会から次期一般廃棄物最終処分場の候補地について答申。《3月》 プラスチック資源循環法施行。《4月》 組織改編により「資源循環部」の廃止。《4月》 一般廃棄物最終処分場第2期整備地について、かさ上げに係る準備工事に着手。《10月》
令和5年	<ul style="list-style-type: none"> リネットジャパンリサイクル㈱及びSGムービング㈱と協定を締結し、家電4品を含む使用済み家電を自宅から回収するサービスを開始。《2月》 マイボトル利用促進のため無料のウォーターサーバーを市役所本庁舎に設置。《3月》 一般廃棄物収集運搬業の新規許可の受付の停止。《4月》 小田急電鉄㈱と覚書を締結し、津久井地域の一般ごみ収集DX化に関する実証実験を開始。《6月》 スプレー缶やカセットボンベの排出方法を「穴あけ不要」に変更。《10月》 		<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物最終処分場第2期整備地について、かさ上げに係る準備工事が完了。《8月》また、かさ上げ工事に着工。《10月》

II 処理手数料の経過

1 ごみ処理手数料

	排出量が通常 1 日平均 10 kg 以上又は一時に 100 kg 以上のものを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	市長の指定するごみ処理施設へ搬入するとき。	市長の指定する最終処分場へ搬入するとき。	
昭和 47 年 4 月 1 日～	6 円 / 1 kg	3 円 / 1 kg	1 円 / 1 kg	
昭和 51 年 4 月 1 日～	10 円 / 1 kg	5 円 / 1 kg	2 円 / 1 kg	
昭和 53 年 4 月 1 日～	18 円 / 1 kg	8 円 / 1 kg	3 円 / 1 kg	
	一時に 100 kg 以上（生活系）又は常時 10 kg 以上（事業系）のものを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	一時に 100 kg 以上（生活系）又は一時に 10 kg 以上（事業系）のものを市長の指定する一般廃棄物処理施設へ搬入するとき。		
平成 6 年 4 月 1 日～	25 円 / 1 kg		12 円 / 1 kg	
	家庭系	事業系	家庭系	事業系
	一時に 100kg 以上のものを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	一時に 100kg 以上のものを市長の指定する一般廃棄物処理施設等へ搬入するとき。	市長の指定する一般廃棄物処理施設等へ搬入するとき。
平成 13 年 7 月 1 日～	250 円 / 10kg	250 円 / 10kg	120 円 / 10kg	搬入 1 回につき 120 円 搬入量が 10kg を超えるときは、超える部分について 10kg につき 120 円
平成 15 年 4 月 1 日～	250 円 / 10kg	360 円 / 10kg	120 円 / 10kg	搬入 1 回につき 180 円 搬入量が 10kg を超えるときは、超える部分について 10kg につき 180 円
平成 28 年 4 月 1 日～	320 円 / 10kg		150 円 / 10kg	230 円 / 10kg

	家庭系	家庭系	事業系
	一時に 100kg 以上のものを市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	市長の指定する一般廃棄物処理施設等へ搬入するとき。	市長の指定する一般廃棄物処理施設等へ搬入するとき。
令和 2 年 10 月 1 日～	400 円/10kg	190 円/10kg	260 円/10kg
令和 5 年 10 月 1 日～	400 円/10kg	240 円/10kg	250 円/10kg

2 粗大ごみ処理手数料

	市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	市長の指定する施設へ搬入するとき。
平成 13 年 7 月 1 日～	1 kg につき 25 円を基準として品目別に規則で定める額	搬入 1 回につき 120 円 搬入量が 10kg を超えるときは、超える部分について 10kg につき 120 円
平成 28 年 4 月 1 日～	10kg につき 320 円を基準として品目別に規則で定める額	10kg につき 150 円
令和 2 年 10 月 1 日～	10kg につき 400 円を基準として品目別に規則で定める額 (スプリング付きベッドマットレスの場合 1 個につき 2,800 円)	(1) 10kg につき 190 円 (2) スプリング付きベッドマットレスの場合 10kg につき 190 円 及び 1 個につき 2,300 円
令和 5 年 10 月 1 日～	10kg につき 400 円を基準として品目別に規則で定める額 (スプリング付きベッドマットレスの場合 1 個につき 3,600 円)	(1) 10kg につき 240 円 (2) スプリング付きベッドマットレスの場合 10kg につき 240 円 及び 1 個につき 2,900 円

※ 処理手数料を算出する基礎となる数量が 10kg 未満のとき、又はその数量に 10kg 未満の端数があるときは、その数量を 10kg として計算する。

3 動物の死体処理手数料

令和 2 年 10 月 1 日～	1 体につき 3,500 円
令和 5 年 10 月 1 日～	1 体につき 4,300 円

4 し尿処理手数料

昭和 40 年 6 月 1 日～ 昭和 46 年 3 月 31 日	人頭制 50 円/1 人・月 従量制 50 円/36L			
昭和 46 年 4 月 1 日～ 昭和 49 年 3 月 31 日	人頭制 60 円/1 人・月 従量制 60 円/36L			
	家庭系	事業系		
	基本料金	加算料金	基本料金	加算料金
昭和 49 年 4 月 1 日～ 昭和 51 年 3 月 31 日	60 円/1 人・月 (人頭制) 60 円/36L (従量制)	90 円/36L(従量制)		

昭和 51 年 4 月 1 日～ 昭和 53 年 3 月 31 日	100 円/ 1 か所・1 回	(人頭制) 90 円/1 人・月 (従量制) 90 円/36L	100 円/ 1 か所・1 回	150 円/36L
昭和 53 年 4 月 1 日～	100 円/ 1 か所・1 回	(人頭制) 120 円/1 人・月 (従量制) 120 円/36L	100 円/ 1 か所・1 回	180 円/36L
平成 28 年 4 月 1 日～	(人頭制) 220 円/1 人・月 (従量制) 220 円/36L		250 円/36L	
令和 2 年 10 月 1 日～	(人頭制) 280 円/1 人・月 (従量制) 280 円/36L		320 円/36L	
令和 5 年 10 月 1 日～	(人頭制) 360 円/1 人・月 (従量制) 360 円/36L		410 円/36L	

5 浄化槽汚泥処理手数料

昭和 40 年 6 月 1 日～ 昭和 46 年 3 月 31 日	60 円/36L			
昭和 46 年 4 月 1 日～ 昭和 49 年 3 月 31 日	72 円/36L			
	家 庭 系		事 業 系	
	基本料金	加算料金	基本料金	加算料金
昭和 49 年 4 月 1 日～ 昭和 51 年 3 月 31 日	72 円/36L		108 円/36L	
昭和 51 年 4 月 1 日～ 昭和 54 年 3 月 31 日	100 円/ 1 か所・1 回	120 円/36L	100 円/ 1 か所・1 回	180 円/36L
昭和 54 年 4 月 1 日～ 昭和 58 年 3 月 31 日	100 円/ 1 か所・1 回	120 円/36L ～160 円/36L	100 円/ 1 か所・1 回	180 円/36L
昭和 58 年 4 月 1 日～ ※	600 円/ 1 基・1 回	120 円/36L	600 円/ 1 基・1 回	180 円/36L
平成 28 年 4 月 1 日～	170 円/36L		230 円/36L	
令和 2 年 10 月 1 日～	220 円/36L		290 円/36L	
令和 5 年 10 月 1 日～	280 円/36L		370 円/36L	

※ 昭和 58 年 4 月 1 日からは、収集業務の直営化に伴い、浄化槽清掃手数料の条例を設置した。
 ※ 合併以降の津久井地域は許可制のため適用されていない。

《参考：津久井地域（旧津久井郡広域行政組合）の沿革》

津久井地域のごみ処理及びし尿処理は、昭和 36 年 6 月から津久井清掃事業組合により開始され、施設の整備や収集体制の整備が行われてきた。また、昭和 45 年 4 月の津久井郡広域行政組合設立以降も同様に行われてきた。

ごみ収集については、昭和 38 年当時は収集車 2 台で始まり、津久井郡内（城山町、津久井町、相模湖町、藤野町）すべてを対象としていたのではなく、限られた地域のみ収集していた。組合設立以降は、ごみ集積所に出されるまでの事務を 4 町がそれぞれ行い、収集運搬及び処分を組合が行った。施設の整備や収集体制の整備も逐次行われてきた。

ごみの分別収集については、当初は混合ごみで収集されていたが、ごみの排出量が増加してきたことや、ごみの減量化、資源化が重要になり、2 分別から 3 分別、平成 3 年には 5 分別となった。

し尿の収集については、し尿（くみ取り）・浄化槽汚泥ともに昭和 40 年 4 月から津久井郡 4 町それぞれの許可制で行われてきたが、し尿については、昭和 55 年 1 月から津久井郡広域行政組合の委託による収集に切り換わり行われた。

	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	備考
昭和 36 年			・津久井清掃事業組合設立。 《6 月》
昭和 37 年	・ごみ焼却施設建設（7.5 t / 日）。		
昭和 38 年	・ごみ処理業務開始（有料）。 ・ごみ収集運搬業務開始。 《5 月》	・し尿処理施設建設（27kl / 日）。 《昭和 38～39 年継続事業》	
昭和 40 年	・ごみ焼却施設建設（20 t / 日）。	・し尿処理業務開始（許可制）。《4 月》	
昭和 43 年	・ごみ焼却施設増設 （7.5 t / 日⇒10 t / 日）。		
昭和 44 年		・し尿処理施設増設 （27kl / 日⇒40kl / 日）。	
昭和 45 年			・津久井郡広域行政組合設立。《4 月》
昭和 47 年	・ごみ分別収集開始（可燃・不燃の 2 分別）。		
昭和 48 年			・津久井郡広域行政組合庁舎建設。
昭和 49 年	・ごみ焼却施設建設（50 t / 8 h）。 《昭和 49～51 年継続事業》		
昭和 51 年		・し尿処理施設増設 （40kl / 日⇒70kl / 日）。 《昭和 51～52 年継続事業》	
昭和 55 年		・し尿収集委託業務開始。《1 月》	
昭和 59 年	・使用済み乾電池分別収集開始。 《8 月》		

	ごみ・資源	し尿・浄化槽汚泥	備考
昭和 60 年		<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設増設 (70kl/日⇒90kl/日)。 《昭和 60～62 年継続事業》 	
昭和 62 年	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系一般廃棄物処理手数料及び一般家庭の一時多量ごみ戸別収集などの有料化をスタート。《4月》 		
平成 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別方法を改定(3分別⇒5分別)し、粗大ごみの戸別収集有料化をスタート。《6月》 ・ごみ焼却施設改修(ダイオキシン対策)。 		
平成 5 年		<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設予備貯留槽設置。 	
平成 6 年	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率廃棄物発電技術開発事業受託(通産省/新エネルギー産業技術総合開発機構)。《12月》 		
平成 7 年	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率廃棄物発電実証試験パイロットプラント建設工事着工(通産省/新エネルギー産業技術総合開発機構)。《10月》 		
平成 10 年	<ul style="list-style-type: none"> ・パイロットプラント竣工(平成9年11月から試験運転開始)及び実証試験開始。《2月》 		
平成 11 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集用袋の透明、半透明化を実施。《4月》 		
平成 12 年	<ul style="list-style-type: none"> ・パイロットプラント実証試験終了。《3月》 ・パイロットプラントフォローアップ研究開始。《4月》 		
平成 13 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別方法を改定(5区分、13種分別)。《4月》 		
平成 14 年	<ul style="list-style-type: none"> ・パイロットプラントフォローアップ研究終了。《3月》 パイロットプラントを組合ごみ焼却発電施設として取得。《5月》 		
平成 18 年			<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 3 月 20 日の相模原市、津久井町、相模湖町の合併に伴い、津久井郡広域行政組合を解散。業務は相模原市に引継ぎ。《3月》

《参考：津久井地域における平成 18 年 3 月 19 日までの処理手数料(旧津久井郡広域行政組合)》

【ごみ処理手数料（事業活動に伴い生じるごみ手数料）】 (税抜き)

ステーション収集（1月につき 50 kg以上）	1 kgにつき 36 円
直接搬入	1 kgにつき 20 円

※昭和 62 年 4 月、150 kg／月以上排出事業所有料化

※平成元年 6 月、50 kg以上に変更

※平成 9 年 4 月 1 日手数料改定

※平成 15 年 4 月 1 日手数料改定

【粗大ごみ等処理手数料（一般家庭から排出されるもの）】 (税抜き)

組合が戸別収集するとき			組合施設に搬入するとき		
品目	単位	処理手数料	品目	単位	処理手数料
特定家庭用機器			特定家庭用機器		
エアコン	1 台当たり	1,500 円	エアコン	1 台当たり	1,000 円
テレビ	〃	1,500 円	テレビ	〃	1,000 円
冷蔵庫	〃	1,500 円	冷蔵庫	〃	1,000 円
洗濯機	〃	1,500 円	洗濯機	〃	1,000 円
粗大ごみ等			粗大ごみ等		
粗大ごみ	1 品目当たり	500 円	オートバイ（50cc 未満）	1 台当たり	1,000 円
オートバイ（50cc 未満）	1 台当たり	1,500 円	タイヤ（乗用車）	1 本当たり	500 円
タイヤ（乗用車）	1 本当たり	1,000 円	動物の死体	1 個当たり	500 円

※昭和 62 年 4 月から一時多量ごみの戸別収集及び動物の死体（直接搬入）を有料化

※平成 3 年 6 月から品目別の有料化

※平成 6 年 4 月手数料改定

※平成 9 年 4 月 1 日手数料改定及び一時多量ごみの戸別収集を廃止

※平成 13 年 4 月特定家庭用機器について、戸別収集手数料を改定し、直接搬入手数を有料化

※平成 15 年 4 月 1 日手数料改定

【し尿処理手数料】 (税抜き)

	定額制			従量制 (40 ㎡当たり)
	世帯割 (1 世帯当たり月額)	人頭割 (1 人当たり月額)	追加回数 (1 回につき)	
昭和 61 年 4 月～ 昭和 63 年 3 月	120 円	240 円	660 円	270 円
昭和 63 年 4 月～ 平成 2 年 3 月	120 円	260 円	700 円	290 円
平成 2 年 4 月～ 平成 5 年 5 月	120 円	280 円	740 円	310 円
平成 5 年 6 月～ 平成 8 年 5 月	120 円	300 円	780 円	330 円
平成 8 年 6 月～ 平成 18 年 3 月 19 日	120 円	310 円	800 円	340 円

「令和6年度版 清掃事業の概要」

発行 令和7年1月

作成 相模原市環境経済局廃棄物政策課

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-8336（直通）

E-Mail haiki-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

